

宜 議 第 4 7 9 号
令和 5 年 3 月 2 3 日

議 長
上 地 安 之 殿

総務常任委員会
委員長 桃原 朗

委員会審査結果について（報告）

第 4 4 4 回宜野湾市議会定例会において、本委員会に付託された案件の審査を終了いたしましたので、各案件の報告書及び会議録の写しを添えて、委員会条例第 2 9 条の規定により、その結果を報告いたします。

1. 委員会活動

期 間 期 日	会 議 月 日	備 考
令和 4 年 6 月 1 6 日	令和 4 年 6 月 1 6 日	議案第 3 7 号、陳情第 8 2 号、陳情第 8 5 号
令和 4 年 6 月 1 7 日	令和 4 年 6 月 1 7 日	議案第 3 7 号、陳情第 5 3 号、陳情第 8 4 号、 陳情第 8 6 号
会議日数 2 日間		

2. 審査結果

議案番	案号	件名	付託日 月日	議決日 月日	結果
議案第37号		令和4年度宜野湾市一般会計補正予算(第2号)	令和4年 6月15日	令和4年 6月17日	原案可決
陳情第53号		「女性の人材育成」並びに「環境」についての陳情	令和3年 9月10日	令和4年 6月17日	採択
陳情第82号		公共施設のZEB導入、住宅のZEH導入と電力自由化促進に関する陳情	令和4年 3月2日	令和4年 6月17日	採択
請願第12号		「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律」の即時廃止と臨時的対応を求める請願	令和3年 9月10日	—	継続審査
陳情第30号		東アジア沖縄国際交流大学サッカー大会開催継続の支援について	令和元年 12月6日	—	継続審査
陳情第34号		首里城再建のため台湾産桧材の輸出許可を求める陳情	令和2年 6月15日	—	継続審査
陳情第35号		普天間基地の騒音消失の要請	令和2年 6月15日	—	継続審査
陳情第40号		中華民国(台湾)の世界保健機関(WHO)等の国際組織への参加について	令和2年 12月8日	—	継続審査
陳情第44号		宜野湾市男女共同参画推進条例についての陳情	令和2年 12月8日	—	継続審査
陳情第47号		日本政府に対して、「日米地位協定の抜本的改定を求める意見書」を求める陳情	令和3年 6月14日	—	継続審査
陳情第84号		女性トイレの維持及びその安心安全の確保について	令和4年 6月15日	—	継続審査

陳情 第85号	国民の祝日「海の日」を7月20日に固定化する意見書の提出を求める陳情	令和4年 6月15日	—	継続審査
陳情 第86号	入札及び契約制度価格の適正化等に関する陳情	令和4年 6月15日	—	継続審査

※結果欄について、賛否が分かれた場合のみ、(賛成多数)等の表記を行い、“全会一致”の場合は特に表記をしない。

総務常任委員会会議録

○開催年月日 令和4年6月16日（木） 1日目

午前10時02分 開会

午後 3時31分 散会

○場 所 第3常任委員会室

○出席委員（10名）

委員長	桃原 朗	副委員長	知念 秀明
委員	平良 眞一	委員	知名 康司
委員	石川 慶	委員	平安座 武志
委員	桃原 功	委員	宮城 政司
委員	岸本 一徳	委員	上里 広幸

○説明員（16名）

総務部次長	多和田 眞満	企画部次長	泉川 幹夫
財政課長	小橋川 陽介	市民経済部次長	新垣 育子
観光スポーツ課長	外間 理子	福祉担当次長	島袋 喜美恵
こども政策担当次長	津波 古良幸	子育て支援課長	浜里 郁子
こども育成係長	當山 ゆかり	健康推進部次長	伊佐 眞
長寿支援係長	国頭 陽子	都市計画担当技幹	比嘉 徹
基地政策部次長	又吉 直広	基地渉外課長	宮城 竜次
指導部次長	松本 勝利	学校給食センター所長	佐久原 昇

○参考人（1名）

参 考 人	玉 栄 章 宏
-------	---------

○議会事務局職員出席者 棚原 裕貴

○本日の委員会に付した事件及びその審査順序

議案第37号 令和4年度宜野湾市一般会計補正予算（第2号）

陳情第82号 公共施設のZEB導入、住宅のZEH導入と電力自由化促進に関する
陳情

陳情第85号 国民の祝日「海の日」を7月20日に固定化する意見書の提出を求め
る陳情

第444回宜野湾市議会定例会（総務常任委員会）

令和4年6月16日（木）第1日目

○**桃原朗 委員長** 改めまして、おはようございます。ただいまから総務常任委員会を開会いたします。
これより議事に入ります。

（開会時刻 午前10時02分）

【議題】

議案第37号 令和4年度宜野湾市一般会計補正予算（第2号）

○**桃原朗 委員長** 議案第37号 令和4年度宜野湾市一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。
お諮りいたします。議案第37号については、議案の提案趣旨説明を省略することにいたしたいと思いたしますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○**桃原朗 委員長** 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

では、当局より補足説明がありましたら、お願いをいたします。企画部次長。

○**企画部次長** おはようございます。当局からの補足説明は、今回はございません。以上です。よろしくお願ひします。

○**桃原朗 委員長** それでは、本件に対する質疑を許します。桃原功委員。

○**桃原功 委員** おはようございます。

（何事かという者あり）

○**桃原朗 委員長** 健康推進部は中座のため、優先的に健康推進部に関する事項について質疑を行っていただきますよう、御協力をお願いいたします。

○**桃原功 委員** 健康推進部を優先。

○**桃原朗 委員長** 何時頃を目安にしたらいいですか。

（「11時」という者あり）

○**桃原朗 委員長** 11時頃には退席して。

○**事務局** 緊急通報システムの債務負担行為の案件です。

（何事かという者あり）

○**事務局** 債務負担行為です。

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** 確認いたします。11ページの3の老人福祉費の緊急通報システム委託事業、これしかないの、健康推進部は。

（「そうです」という者あり）

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** リクエストなので、時間内に確認できればなと思います。11ページの緊急通報システム委託事業、これ、金額は少額で27万円ということなのですからけれども、なぜ追加をせざるを得なくなったのか、

その辺からお答えをお願いできませんか。

○**桃原朗 委員長** 健康推進部次長。

○**健康推進部次長** おはようございます。ただいまの桃原委員の御質疑ですが、11ページの3款1項3目の説明欄01、緊急通報システム委託事業でございますが、まずこの事業は在宅のひとり暮らしの高齢者の急病とか、事故の緊急時に迅速な救急体制を整備し、日常生活の安全確保と不安を解消することを目的として事業を行ってございます。

この対象者の方々の家に機械を設置して、緊急時にボタンを押すと通報が行われ対応ができるというようなシステムで、令和3年度末現在61世帯の方が利用してございます。今回この委託事業なのですが、委託している事業者が、令和4年度で、この事業から撤退するというので、本年度当初予算の要求した後に、そのお知らせがあって、それで今年度中に事業から手を引くのですけれども、その入替えを本年度中に新しい事業者としなくてはいけなくなったことから、ただこの入替えするにも、機器の準備とか、対象者との日程調整とか、いろいろありますので、早めにやらないといけないということで、今回補正に上げさせていただいて、あと機器の入替え時に、現在使っている機器と新しい機器が重なる時期がありますので、その分の費用と、あと2台追加がありましたので、その分の費用で27万円の増というふうになってございます。

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** すみません。補正予算では27万円の追加計上ですけれども、ちょっと本予算書を持ってなくて、本予算の総額、当初予算の。

○**桃原朗 委員長** 健康推進部次長。

○**健康推進部次長** 当初予算が241万6,000円。

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** 説明で61世帯ということの報告で、2台を追加ということでしたけれども、この通報システムの仕組みをもう一度改めて確認したいのですけれども、要はアナログというか、デジタルかもしれぬけれども、対象者自体はもっと多いですね。例えば介護の施設に入っていらっしゃる方とか、あるいは家族が見ていらっしゃる方とかいて、本来対象者と言える方々というのはどれぐらい把握されていますか、おおよそでいいのですけれども。

○**桃原朗 委員長** 健康推進部次長。

○**健康推進部次長** 今ちょっと手元に数字はないのですが、在宅の独居老人ですね、市内に2,000人とか、そういったぐらいはいるのかなというふうに考えております。

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** 2,000人ぐらいいらっしゃるって、この仕組み、事業を必要とされる方は、手を挙げて漏れる方もいるということなのですね。それとも希望者には全て61世帯で賄えられているのでしょうか、それをちょっと知りたいのですけれども。

○**桃原朗 委員長** 健康推進部次長。

○**健康推進部次長** お答えします。対象者が、おおむね65歳以上の虚弱なひとり暮らしの高齢者ということになってございまして、例えば申請する場合は、協力員という仕組みも取っておりまして、例えば機器を設置した高齢者の方が、このボタンを押すと、まずコールセンターにつながります。コールセンターで聞き取

りをして、これは救急につなげたほうがいいなという場合には救急につなげたり。

○**桃原功 委員** コールセンターさんがつなげてくれるの。

○**健康推進部次長** はい。そこまで緊急ではないという場合には協力員、例えば同居していない家族、例えば市外にいる方々が協力員という位置づけになったりしますので、その家族に連絡が行くとか、そういった仕組みとなってございます。

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** 私がお尋ねしたいのは、先ほど対象者が2,000人ぐらい、現在は61世帯が、これを利用して。要は、希望者は65歳以上で在宅の独居、健康の方もたくさんいらっしゃるでしょうし、希望者は、これが事業として取れたのかどうか。要は、漏れた方もいるのかなというのが、ちょっと気になるころなのですけれども。

○**健康推進部次長** 申請して対象外になった方でしょうか。

○**桃原功 委員** そう。予算がこれだけしかないから、今年度は該当しませんよという事例もあったのか。

○**桃原朗 委員長** 健康推進部次長。

○**健康推進部次長** 最近の状況としては、申請があった方々に対して、断ったケースはないです。

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** では、おおむねこの対象者は2,000人ぐらいとおっしゃるけれども、希望者は全てこの61世帯であるということと理解していいですか。

○**桃原朗 委員長** 健康推進部次長。

○**健康推進部次長** そのような理解で結構だと思います。

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** 最後に1点だけ。この仕組みを教えてくださいのすけれども、これは当事者が不調になったときに、ボタンを押すとコールセンターにつながって会話ができるのですか、それともただの知らせだけですか、通話もできるのですか。

○**桃原朗 委員長** 健康推進部次長。

○**健康推進部次長** 委員おっしゃったようにボタンを押すと電話につながります。それで、お話をすることができます。

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** この電話というのは、通常の固定電話のことですか、それともそれとは別の電話のことですか。

○**桃原朗 委員長** 健康推進部次長。

○**健康推進部次長** 通常の固定電話につなげて設置をして、ボタン1つでつながります。

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** 現在スマホが普及し尽くして、固定電話はどんどん契約を解除している世帯も多いですけれども、これはそのための、在宅緊急通報システムのための固定電話ということと理解していいですか。

○**桃原朗 委員長** 健康推進部次長。

○**健康推進部次長** 既存のもともとある電話につなげてやる仕組みになっています。

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** では、その方のお家に固定電話がない場合、申請して当たったと、該当できるというときには、御自分で固定電話はつけないといけないのか。それとも固定電話代を含めて、そのシステムの中に含まれているのか。

○**桃原朗 委員長** 健康推進部次長。

○**健康推進部次長** 既存の御家庭に固定電話がない場合は、あとまた別の事業で、福祉電話設置事業ということで、固定電話がなくて低所得者の高齢者の方々用に、その設置の事業もごございますので、それを活用して、また緊急通報システムにつなげてという方々もいらっしゃいます。

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** すみません。本当に最後の質疑なのですがすけれども、これってとてもアナログですよ、例えばスマホをお持ちであれば、その当事者が、そういうものを使って緊急通報システムに代わるということは、そういうことをやっているほかの自治体もありますか。例えばスマホなどを使って自分の健康状態を知らせると、こういう事例の自治体もありますか。

○**桃原朗 委員長** 健康推進部次長。

○**健康推進部次長** スマホを活用した、そういった緊急通報システム事業というのは、他市町村でやっているかどうかを含めて、ちょっと確認は取れていません。

○**桃原功 委員** 分かりました。市民のために頑張ってください。ありがとうございました。

○**桃原朗 委員長** 宮城政司委員。

○**宮城政司 委員** よろしく申し上げます。先ほどの次長の説明だと、業者が替わったことで、補正予算が計上されているということなのですが、業者はなぜ撤退したのかという理由が分かれば教えていただきたい。

○**桃原朗 委員長** 健康推進部次長。

○**健康推進部次長** 企業の経営方針というか、そういったものもあると思いますけれども、なかなか利益につながらないとか、そういうのもあったようです。以上です。

○**桃原朗 委員長** 宮城政司委員。

○**宮城政司 委員** ありがとうございます。この契約というのは、毎年単年度契約ですか、それとも複数年の契約の約束があったけれども、それでも経営的に厳しいとかということで、解約がされたのか、どちらですか。

○**桃原朗 委員長** 健康推進部次長。

○**健康推進部次長** 単年度事業になってございます。

○**桃原朗 委員長** 宮城政司委員。

○**宮城政司 委員** では、この新年度予算を組むときには、次の年度もやれるというふうに当局としては考えていて、その確認もある程度していたけれども、実際には、そうならなかったという理解で合っていますか。

○**桃原朗 委員長** 健康推進部次長。

○**健康推進部次長** 令和3年度に令和4年度の予算要求をしていくのですがすけれども、令和4年度までは、実施は一応できるということで、予算を計上してきたのですが、予算要求後に、令和4年度いっぱい終了し

たいということで、御案内があったので、こういう形になってございます。

○**桃原朗 委員長** 宮城政司委員。

○**宮城政司 委員** ちょっとたられればの話になるのですけれども、この撤退された業者が想定どおり業務を続けていただけたら、この補正予算の計上はなかったということですか。

○**桃原朗 委員長** 健康推進部次長。

○**健康推進部次長** 当然そうなりますが、それ以外に本年度に2世帯追加分ございますので。

○**桃原朗 委員長** 宮城政司委員。

○**宮城政司 委員** 最後に1点だけ。この業者が替わるということで、サービスの内容は、悪くなることはないですね、念のために確認です。

○**桃原朗 委員長** 健康推進部次長。

○**健康推進部次長** サービス低下はございません。

○**宮城政司 委員** ありがとうございます。

○**桃原朗 委員長** 岸本一徳委員。

○**岸本一徳 委員** 債務負担行為の補正で536万円、これは契約そのものの限度額という、額がちょっと違うのだけれども、なぜかなという素朴な疑問ですけれども、27万円というのは、結局補正ですから、途中で追加の設置とか、そういう理解でよろしいのか。

○**桃原朗 委員長** 健康推進部次長。

○**健康推進部次長** 岸本委員の御質疑にお答えいたします。補正の27万円につきましては、本年度の予算に不足するということで補正を上げさせていただいて、債務負担行為については次年度以降のものですね、今回ちょっと精査したところ、業者を替えないといけないということで、県内にあまりこのような事業をしている業者が限られているものですから、時期を調査して、安定的に事業を継続していくためには、やはり数年で債務負担行為を設定して事業を行ったほうがいいのではないかとということと、あと事務の効率化とかも含めて、今回初めて債務負担行為の要求を設定させていただいております。

○**桃原朗 委員長** 岸本一徳委員。

○**岸本一徳 委員** 在宅のひとり暮らしの高齢者の急病とか、緊急時の救急体制を整備するためと。不安を解消することを目的としていると母子保健の概要にあります。平成28年度からの数字、データがこちらにあるのですけれども、平成28年度90人の利用から現在というか、令和2年度は61名というふうなことで、少しずつ決算額も減ってきている現象ですね。

あと、もう一つ、老人福祉電話設置事業というのも、これはあまり変わらないのですけれども、ニーズといますか、ほぼほぼ入替えはありますけれども、そんなに数値が極端に変わるわけではないのですが、1つお聞きしたいのは、要はさっきも言っていたように、これで効果が出たというのが、もし助かったとか、救急搬送が、これで早くなったとかというふうなことで、助かったという事例があれば、後で資料出していただけますか。年度ごとに、そういう効果があったという、少し確認をさせていただきたいと思います。

その福祉電話の、こっちの補正予算とは何の関係もないのですけれども、ただ高齢者の、そういうひとり暮らしの方々が、やはりこういうものを活用して不安がなくなる、それで助かりましたと効果が出てくることは、やはり役割としては非常に大事だというふうに思いますので、そこをちょっと資料で出していただけ

れば、今答弁できなければ、それで結構です。

あと、前に、これは平成17年あたりから始まっているようなのですけれども、ペンダント式のやつもあったような気がするのですけれども、これとこの緊急通報システムも全く一緒なのですか。ちょっと私が勘違いしている部分があるかもしれませんが、3種類ぐらい以前はあって、ここに2つに集約されてきているのか。今もあるけれども、そこは資料としてないのか。そこら辺教えていただけますか。

○**桃原朗 委員長** 健康推進部次長。

○**健康推進部次長** お答えいたします。岸本委員おっしゃったようにペンダント式の押しボタンのほうが、この緊急通報システムに附属でついている、おっしゃったのは、そのようなことになります。

○**桃原朗 委員長** 岸本一徳委員。

○**岸本一徳 委員** 後で資料を出していただければ。

○**桃原朗 委員長** 健康推進部次長。

○**健康推進部次長** 確認をして提供していきたいと思います。

○**桃原朗 委員長** 岸本一徳委員。

○**岸本一徳 委員** 最後に、要は、これは当事者が通報する、電話もそうですよ。家族がいないから自分でやるというような形になりますけれども、あとそれを補完している、カバーしているというのは、例えば介護の配食サービスとか、見守りサービスとかということで、こういうひとり暮らしの方々は、支援というか、フォローしているというふうな理解でよろしいのでしょうか。

○**桃原朗 委員長** 健康推進部次長。

○**健康推進部次長** そのとおりでございます。

○**岸本一徳 委員** 以上です。

○**桃原朗 委員長** ほかに。

(「進行」という者あり)

○**桃原朗 委員長** 進めてよろしいですか。

(「はい」という者あり)

○**桃原朗 委員長** それでは、健康推進部の皆さん方は、もう質疑がないということで、退席してよろしいです。次に備えていただきたいと思います。

それでは、健康推進部以外の質疑がある方は、挙手の上、発言をお願いいたします。桃原功委員。

○**桃原功 委員** 10ページのスケートボード場整備事業、資料要求して、本会議でイメージ図しかまだ出せませんよということで、イメージ図いただきました。ありがとうございます。

私も含めて、ほかの議員の方からも、この要望は多くありました。東側のいこいの市民パークにしか本格的なスケボーパークがないので、今後海浜公園に造るということは挙がっていますけれども、北側にやはりないということで、北側への設置を議員の声、あるいは市民の声として上がっていて、これはスピーディーに実現化に向けたことは評価したいと思います。また、お礼を申し上げたいと思います。ありがとうございます。

それで、なぜ設置場所が市民広場に決まったのか、その経緯から少し確認できますか。

○**桃原朗 委員長** 総務部次長。

○**総務部次長** ただいまの質問にお答えいたします。議会のほうからスケートボードの設置についての要請がありまして、内部において公園については建設部が検討、公園以外では私たち総務部のほうでいろいろ検討していました。

それで、公園にはなかなか難しいということでの答弁があったと思います。公園以外においては、議員からの提言等もありまして、市民広場、できないかということで、普天間基地司令官のほうに市長のほうから口頭で打診をしまして、それでやり取りをしてきたというところがございます。

それで、普天間基地の施設の担当部署の方からは、場所とか、規模とか、どこを想定していますかというようなやり取りもございまして、私たちのほうとしては、普天間基地司令官のほうから含めて、前向きな話もありましたので、それでこちらで進めてきたということでございます。

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** 経緯は確認できました。では、具体的な場所の位置というのは、ゲートボール場のそば、グラウンドゴルフ、ゲートボール、そこに隣接したというのは、皆さんが、ここにお願いしたいということで、要望したのですか。

○**桃原朗 委員長** 総務部次長。

○**総務部次長** スケートボード場の設置については、前向きに普天間基地司令官を含めてありましたので、あとは市民広場の中のどこに設置したほうがいいのかというふう考えた場合に安心・安全というところも考えまして、奥には、ちょっと不向きだろうなど。それで、市民広場の中で緑地帯、まとまった緑地帯があるところが、消防、水道局の駐車場に面したところ、今いうところの野球場とゲートボール場があるのですが、その近くにちょっと緑地帯がありまして、そこではどうかなということで、話を進めたところがございます。今、桃原委員がおっしゃっているところの、大体そこです。ただ、規模、形ですね、形状とかは、これから進めていきたいと思えます。

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** では、いただいた、このイメージ図は、あくまでも案であって、このとおりにはないと。これ以上になる可能性もあるし、これ以下の可能性もある。

○**桃原朗 委員長** 総務部次長。

○**総務部次長** こちらは事業を執行するのが建設部に委託しようと思っておりますので、そこと調整しながら、規模とか、予算もありますので、その辺は詰めていきたいと。あくまでも、このような感じのものを、造れたらいいなということでございます。

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** 普天間小学校、あるいは普天間中学校の父母らから行政への要請もあったかと思うのですが、例えばそういった利用者の声、これはあくまでもイメージ図ということで、ぱっと見ると、例えばパイプルールが見当たらず、要は鉄パイプに乗って滑っていく、それがないのですけれども、いろいろ検討して、そういったものも入ってくると思うのですが、利用者からの声というのは、何か聞き取りというか、意見交換というか、そういったものもあったのでしょうか。こういったものはぜひ造ってほしいとか。

○**桃原朗 委員長** 都市計画担当技幹。

○都市計画担当技幹 都市計画担当技幹の比嘉と申します。実質、今回補正予算に委託費200万円、工事に3,000万円、委員おっしゃるように初心者向けのパスというのがございます。先ほどおっしゃったパイプ的なレールとか、そういったものも含めて、今、予算の範囲で検討していこうと一応考えています。

この設計に至るに当たって、施設内で子供たちがいろいろやっているのですけれども、イメージ図の中の、バーみたいなのがございます。こういったので、階段の意識を持ちながら滑るのがほとんど現状の施設でやっている状況です。そういった中で、初心者向けの形で、予算の範囲内で、子供たちの意見を多少抽出しながら整理していきたいなと思っています。

あと、施設、予算の範囲内で、実質レールとか、そういったパーツを置かずにコンクリ面だけを敷いた形で多種多様な滑り方のできる場所が一画にできればいいのかなというイメージを一応持ちながら、今後設計と工事に着手していきながら、予算の範囲内ではあるのですけれども、よいものを造っていききたいと考えております。以上です。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 よいものを造っていききたいという言葉があったので、私も本当に同感です。よいものを造っていただきたいなと思っています。せっかく造るのだったら、初心者向けということで限定せずに、オリンピックの種目になっているぐらいだから、こっちは土地があるではないですか。土地がないところに造るのではなくて、土地はあるわけですよね。だから、パークとして、ここは初心者向けのブース、こっちは上級者向けブースというダイナミックな発言をしてほしかったなと思うのですけれども、その辺の協議というのは、もう最初から初心者向けだけという限定だったのか、その辺の議論はあったのでしょうか。

○桃原朗 委員長 都市計画担当技幹。

○都市計画担当技幹 以前も答弁したかと思うのですけれども、今いうハード面の施設、上級者向けというのは、いこいの市民パークには初級、中級、上級を絡めた施設を一応造っております。そういった観点で、上級者の子供たちが宜野湾市内にいるかといったら、そんなにいません。

そういった形で、幅広く滑る、子供たちが、今どういったものを要求しているかというもの考え、その中で今3,000万円しかない予算の中で、イメージ図にありますようなパークを持ってくる際に、この高いので500万円とかいくのです。そういったものでも、これが500万円の製品を入れたとしても、これがまた上級者のものかという、そうではない形になっています。

そういった観点から、今回の3,000万円で、あくまでも暫定的な施設の考え方で、一応この予算の中で滑りやすいものをチョイスして設置していきたいなという考えは持っております。以上です。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 上級者向けはないという発言だったけれども、これはちょっと寂しいなと思います。子供たちは、吸収力はすごいし、本当に好きだったら、熱中して、もしかしたらスケボーパークを造った影響で、次のパリオリンピックに出場する人も出るかもしれません。分からないですよね。だから、やはり上級者がいないということの発想ではなくて、もっと柔軟に発想してほしいなと思います。

今、予算のこともあったのですけれども、これを見たら、単費のみで、一般財源のみで支出していますけれども、司令官と協議したということであれば、防衛からの予算の引き出しというのは議論されたのですか。

○桃原朗 委員長 総務部次長。

○**総務部次長** お答えいたします。具体的に、まだそこまでの議論はしてなくて、今回は補正予算に急遽出しておりますけれども、取りあえず4月に行ったクォーターミーティングの中で、ある程度方向性が定まりましたので、そこで予算化して出しているということもございますので、取りあえずは声を受けて、年内には造りたいということもございましたので、今回は一般財源であります。今後また進めながら、そういった場所等、何ができるのかは、これから検討していきたいと思っております。

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** 今の答弁を聞いたら、選挙という文字もちらちら出ただけけれども、まあいいや。

ということは、これは先んじて案は、事業が先行するけれども、予算は後から防衛から引っ張るということも検討はあるわけですね。

○**桃原朗 委員長** 総務部次長。

○**総務部次長** その辺もはっきりできるとかはないのですけれども、何かしらできないかというのは、当然様々調べて、確認をした上で対処できればいいなと思っております。

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** 私も一般質問の本会議場で、消防の隣と芝生部分の空き地というのを提案した手前、実際にこういうふうになって、現実問題としてもう一つネックがありますよね。要は19時閉門という、夕方の7時になると、こっちが閉門されてしまうと。夏などは8時前まで明るいので、子供たちにとっては、多分ずっとできるという感覚はあると思うのですけれども、やはりこれは19時に閉まってしまう。それとも、ここは教育委員会側から、消防側から入れるような配慮があるのでしょうか。

○**桃原朗 委員長** 総務部次長。

○**総務部次長** お答えいたします。今は市民広場全体、朝の7時に開けて夜の7時に閉門いたしますので、今、スケートボード場を設置するところは、この敷地内に入っておりますので、今のところは、夜の7時から使えなくなるというところです。

また、今、委員おっしゃるように、そういった要望とかがあれば、また普天間基地に調整というのでしょうか、そういったものもできるようになる、声を上げていくことはできると思いますけれども、全体にはなると思いますので、個々の個別施設だけを開けるとかということは、なかなか難しいかなと。ただ、今言うように使われる方に喜ばれるように、そういう声があれば、そういうふうに調整は可能かなと思っております。できる、できないは別として、調整はできるかなと思っております。

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** これはスケボーとか、あるいはスリーオンスリーのバスケットとか、ネックになるのは騒音、周辺に住宅地が近いと、やはり音がうるさいと。ただ、ここはそれがないですよ。思い切り遊べる、思い切り遊ぶことができるというを考えれば、僕は19時閉門というのは、あまりにも残酷だなと思っている、子供たちにとっては。だから、要は次長がおっしゃるように19時閉門というのを米軍にも働きかけて、せめて20時閉門とか、あるいはここはいつでも遊べるようにやったほうが、本当の子供たちの利便性、学校へ行くと、塾へ行くと、遊ぶのは夜という子もいるかもしれないし、夜遊ぶことを奨励ということは言えないけれども、ちょっと19時ではあまりにも早過ぎるのかなと、締め出しが。そう考えると、ここはライトアップはしないの。照明はないの。

○**桃原朗 委員長** 総務部次長。

○**総務部次長** お答えいたします。今の予算においては、計上はしておりません。そこにはグラウンド、野球場、グラウンドゴルフがありますけれども、そこにも設置はしておりませんので、設置する場合には、また普天間基地のほうと調整等出てくるかと思えます。ただ、それをしたほうがいいのかというのを踏まえまして、内部協議は必要かなと思っております。

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** 要は、私が提案するよりも、やはり利用者の子供たちの声を聞くというのを念頭に置いていただいて、何時まで開けたほうがいいのか、あるいはどういう公園の形態にしたほうがいいのかというのは、ぜひ利用者、子供たちの声も聞いていただいて、いいパークを造っていただきたいなというふうに願います。以上です。

○**桃原朗 委員長** 総務部次長。

○**総務部次長** 桃原委員からいろいろ御提言等ありましたので、そこは踏まえまして、建設部の技幹からもありましたように施設を造りたいというところもありますので、その辺はしっかりと調整して、できることは進めていきたいと思っております。ただ、管理という面も踏まえまして、どのような形が一番いいのかというのは、建設までの期間は、まだありますので、その辺は管理をする総務のほうでもしっかりと検討していきたいと思っております。以上です。

○**桃原朗 委員長** ほかにございませんか。石川慶委員。

○**石川慶 委員** すみません。今のスケートボード整備事業についてなのですが、この場所の設置については、私会派のほうでも要請しまして、今回設置していただけるということで、今いろいろ機材とか、そういったものもやり取りはあったのですが、設置後、利用者が、市民が使う際、手続、そういったものは、どういった形になるのでしょうか。

○**桃原朗 委員長** 総務部次長。

○**総務部次長** 実際市民広場に関しては、先ほど言ったようにグラウンドA、B、野球場がありますので、そこは貸し出しをしております。ただ、市民広場には貸し出ししてなくても個人的に入って使うことも可能ではあるので、このスケートボードですね、どのように管理運営したほうがいいのかというのは、先ほどもあったように造られるまでの間、しっかりと内部で調整していきたいなど。

それとまた、声もいろいろ聞いてみたいというのはございます。以上です。

○**桃原朗 委員長** 石川慶委員。

○**石川慶 委員** ぜひしっかりとやっていただきたいと思えます。というのは、例えば大人であったり、中高生が使っていて独占したり、小さな子供たちが使えない、そういったものも可能性としてはあるのかなと思えますので、みんなが使いやすい施設にしていきたいなというふうに考えています。

あと、この施設で、例えば気になるのが、スケートボード、低学年がやる場合、大人と一緒にいないといけないとか、けがとか、そういったものの管理はどのようになっていますか。

○**桃原朗 委員長** 総務部次長。

○**総務部次長** けがということでいくと、恐らく保険絡みになるのかなと。この辺も今内部で議題というか、案件としては念頭に入れていますので、そこら辺もしっかり詰めていきたいと思っております。

○**桃原朗 委員長** 石川慶委員。

○**石川慶 委員** いい施設になるようによろしくお願いします。

ちょっと資料請求、19ページ、10款6項3目学校給食センター費、今回備品購入費が計上されていますけれども、こちら大山小学校と学校給食センターの統合に伴ってのものということで理解してよろしいですか。

○**桃原朗 委員長** 指導部次長。

○**指導部次長** 石川慶委員の御質問にお答えいたします。19ページの学校給食設備整備事業に関しましては、給食センター統合を見据えた形の消耗品と備品購入費を計上してございます。

○**桃原朗 委員長** 石川慶委員。

○**石川慶 委員** すみません。この消耗品と備品購入、どういったものを購入するのか、ペーパーで提出できるならお願いします。

それと、併せてですけれども、皆さん、これは統合しますので、小学校のPTA関係者に説明会を行っていますよね。その中でいろいろな質問、そして要望等もあったと思いますが、その要望にどういったふうに応えるかとか、学校への回答書を出しているしていると思うのです。そういった部分、資料請求はできますか。理解を求めていかないといけないと思うのです、学校側へ。

それと、もう一点、大山小学校と一緒にセンターを廃止にする理由、そういったものが分かる資料を提出していただきたいと思います。

○**桃原朗 委員長** 指導部次長。

○**指導部次長** 石川慶委員の御質問にお答えいたします。19ページにあります、消耗品、備品購入費の積算関係の資料、2点目が4月28日に保護者説明会を行っております。それに関してどのような形で対応したかの資料、3点目に廃止に至った理由の資料、3点のほうを提供していきたいと思います。

○**石川慶 委員** よろしく申し上げます。以上です。

○**桃原朗 委員長** ほかに。宮城政司委員。

○**宮城政司 委員** よろしく申し上げます。12ページをお願いします。3款2項2目児童措置費の説明欄01の保育所措置費自己負担金過誤納付還付金、この説明をお願いできますか。

○**桃原朗 委員長** 子育て支援課長。

○**子育て支援課長** 3款2項2目児童措置費のほうですが、こちらの保育所措置費自己負担金過誤納付還付金なのですが、新型コロナウイルス感染拡大防止による登園自粛に係る保育料と給食費を還付するための返還金になっております。

○**桃原朗 委員長** 宮城政司委員。

○**宮城政司 委員** ありがとうございます。次の質疑に移らせていただきます。同じページの3款2項3目児童厚生施設費の中で、各児童センターに委託料として50万円が計上されていますが、議場での説明ではICT化というような説明だったと思うのですが、具体的にどういった業務を委託されているのか、御説明をお願いします。

○**桃原朗 委員長** こども政策担当次長。

○**こども政策担当次長** ポストコロナへ向けた社会の実現を図ることを目的に利用児童等の入退室の管理等の業務のICT化を進めたり、ライン等で保護者とのやり取りができるような環境整備を行う業務です。

○**桃原朗 委員長** 宮城政司委員。

○**宮城政司 委員** 入退室を管理するシステムともう一つ、すみません。

○**桃原朗 委員長** こども政策担当次長。

○**こども政策担当次長** ICT周辺機器の導入であったり、あとコロナ禍ですので、保護者との連絡をラインとか、そういったものでやり取りできるようなシステムを導入するため事業です。

○**桃原朗 委員長** 宮城政司委員。

○**宮城政司 委員** ありがとうございます。ちょっと内訳が分からなかったのですが、04のところ、桃原功委員から資料要求のあった、3番の資料でもあるのですが、放課後児童対策補助金の事業概要についてという資料で、⑪、ICT化推進事業というのが、こちらで補正というのは計上されているのかなと理解して、この委託料に関しては、機器代というよりは、設置費用であったり、もしくは運営していくメンテナンス費用というか、そういう内訳になっているかなと思ったのですが、その理解でよいでしょうか。

○**桃原朗 委員長** こども政策担当次長。

○**こども政策担当次長** 3番にございます、放課後児童対策補助金の事業概要の⑪、ICTでございますけれども、こちらについては、民間の学童クラブに対する補助、市が受けて、市から補助をするという事でこちらのほうへ計上させていただいております。先ほどの02から03、05、06については、これは公営の学童について、市のほうで直接整備してございます。

○**桃原朗 委員長** 宮城政司委員。

○**宮城政司 委員** 御説明ありがとうございます。ということは、この委託料とっている名目の中に機器代も含まれているということでしょうか。

○**桃原朗 委員長** こども政策担当次長。

○**こども政策担当次長** そうです。

○**桃原朗 委員長** 宮城政司委員。

○**宮城政司 委員** この機器は購入ですか、それともリースみたいな、委託して、その業者の持っている機器を利用するのか、どちらになりますか。

○**桃原朗 委員長** こども政策担当次長。

○**こども政策担当次長** それはこれから委託先も含めて、これから協議というか、検討してまいります。

○**桃原朗 委員長** 宮城政司委員。

○**宮城政司 委員** その場合、この費用は毎年ランニングコストみたいにかかっていくものになるのかなという気がするのですが、その辺りは、まだこれから詰めるということですか。

○**桃原朗 委員長** こども政策担当次長。

○**こども政策担当次長** 今回のICT化推進のものについては、コロナ対策に使うものですから、一応今年度を想定して、次年度、まだこれからなのですが、今ありましたように維持費というのですか、そういったものについては、基本的には各園のほうで負担するような感じになります。

○**桃原朗 委員長** 宮城政司委員。

○**宮城政司 委員** 分かりました。ありがとうございます。

あと最後に1点、スケートボード場の件で1つお伺いしたいのですが、年内に設置予定ということ

を先ほど次長はおっしゃっていたかと思うのですが、もう少し分かる範囲で、スケジュール的なものがあれば教えていただきたい。

○**桃原朗 委員長** 都市計画担当技幹。

○**都市計画担当技幹** 今回の補正予算、議決後に実施設計へ入ります。今回は製品の購入をしまして、設置する方向で、いこいの市民パークでやった工程よりは早期に整備ができる工程になっています。今のスケジュール感の中では、工事を早期発注して、8月末の業務委託を考えています。その間に予算のほうが見えた時点で工事の発注の準備を行います。工事に着手するのが、早くて9月ないし8月後半から着手ができればよいかという形で、一応年内、もしくは年度内の完成を予定しております。

○**桃原朗 委員長** 宮城政司委員。

○**宮城政司 委員** ありがとうございます。先ほど桃原委員からもあったのですが、利用する子供たちの思いもできるだけ酌み取っていただくようによろしくお願いします。以上です。

○**桃原朗 委員長** それでは、開会して1時間たちましたので、休憩に入りたいと思います。10分間休憩に入ります。

○**桃原朗 委員長** 休憩いたします。（午前10時58分）

○**桃原朗 委員長** 再開いたします。（午前11時10分）

○**桃原朗 委員長** 引き続き、令和4年度宜野湾市一般会計補正予算（第2号）の質疑のある方、質疑を許します。桃原功委員。

○**桃原功 委員** 補正予算書の11ページをお願いいたします。3-1-1、説明番号01番の住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金事業1億8,200万円の増額について。資料をいただきました。ちょっとよく理解できないところがあるので、確認したいのですが、事業概要で、これはひとり親世帯に対して10万円の給付事業だと思いますけれども、国庫補助金返還金というのがあるのですよ。これはどういうものなのか、説明をお願いします。何で返還しないといけないのか。

○**桃原朗 委員長** 福祉担当次長。

○**福祉担当次長** お答えいたします。住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業ですが、当初令和3年度の後半あたりに補正予算が組まれて、それで事業を開始したものでございます。令和3年度中にすでに事業費として給付金分と、あと事務費として委託料とか、そういったものに対応するための事務費の分の国庫補助金を受けておりました。それが3,000万円程度を受けていたのですが、令和3年度中に委託料等で使用したものが2,000万円程度でしたので、その差額分を既に受けた分に対して使った実績の差額分を返還するという形でございます。

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** まだよくちょっと私自身が分かっていないのですが、国民への10万円給付事業に対して返還するということが、まだちょっと理解できていないのです。もうちょっと僕にも分かるように説明をお願いしますか。

○**桃原朗 委員長** 福祉担当次長。

○**福祉担当次長** この事業につきましては、国庫補助金10分の10の事業ではございますが、令和3年度に事業が開始されて、そのとき既に事業費というのは、給付費10万円に当たる分のものですけれども、そういう事業費分の国庫補助金受入れと、あと別に事務費分としての国庫補助金受入れがございました。この事務費分につきましては、国からの指導で、令和3年度中に使わなかったものに関しては返還をしてくださいと、既に受けたものが3,000万円計上でしたけれども、全体的には2億円以上の事務費の要求をしております、それについては、最終的にはちゃんと10分の10で来ることになっておりますので、取りあえず令和3年度分として受けたものから実際使ったものの差額を一旦は返還してくださいというようなことで、国から指摘がございましたので、それに基づいて返還をしないといけないことになっております。

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** 何となく分かりました。ということは、これはほかの自治体も同じ仕組みなの、どこも。この事務費分というのは。

○**桃原朗 委員長** 福祉担当次長。

○**福祉担当次長** この事業に関しましては、他の自治体も同じように事務費分に返還が出ております。

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** 今回の追加分というのは、該当者が増えたための補正増額なのか、その辺の説明はできますか。

○**桃原朗 委員長** 福祉担当次長。

○**福祉担当次長** 令和4年度の住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金ですが、令和4年度の分に関しましては、令和4年度の課税状況が6月1日に確定しますので、それに基づいて新たに非課税世帯に、課税世帯であったけれども、新たに非課税世帯になった世帯であったり、そういったところを、こちらのほうから把握して、こちらのほうから通知書、確認書を送付するという形、福祉型というのですけれども、令和3年度に一旦この給付金、この給付を受けた世帯は対象になりません。令和4年度に新たに非課税世帯になった部分が対象となるという形になっております。

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** そうすると、6月1日の税の確定というのがあるので、どうしても6月議会での補正の調整が出てくるということで、ほかの自治体と一緒になのですか、このやり方というのは。

○**桃原朗 委員長** 福祉担当次長。

○**福祉担当次長**ほかの自治体も必要を要するところに関しては6月議会での補正を上げていると見込んでございます。

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** コロナで、どの都道府県も本当に厳しいと思うのですけれども、こういうふうには補正をしない自治体の情報は持っていますか。大体県内は、ほとんど県内の自治体は、こうやって住民税の確定によって、さらに厳しい方々も決まってくると、やはり補正を組まざるを得ないという状況なのでしょうか。

○**桃原朗 委員長** 福祉担当次長。

○**福祉担当次長** 令和3年度の事業の時点で、既に見込み世帯を多く取って、令和3年度事業についての中で、令和4年度分を賄えるというようなどころもありまして、そういったところは補正を出しておりません。

事業費があるからということです。私どものほうは、令和3年度の見込みの中で、思っていたものよりも、令和4年度の非課税世帯は、もうちょっと出てくるだろうというふうなことで、算定いたしまして、それで補正をお願いしているところでございます。

○**桃原功 委員** よく分かりました。以上です。

○**桃原朗 委員長** ほかに。岸本一徳委員。

○**岸本一徳 委員** すみません。素朴な疑問なのですけれども、10款教育費、それぞれの学校における感染症対策等支援事業ということで、小学校9校、中学校は4校、それぞれ40万円と50万円、その差が何なのかなというのが、10万円違うというのは。

それと、いわゆる対策費として使途、使い道としては、その消耗品とかってあるのですけれども、消毒用のアルコールとか、マスクとか、そういうものに限定されるのかという素朴な疑問です。小学校と中学校は違うのは、サイズが違うからとか、中身が違うからというふうなことで説明があると思うのですけれども、それを御説明いただきたいということと、それからまたちょっと資料要求をさせていただきます。

感染症対策という観点からすると、実は小学校、中学校で、今コロナの陽性が多くなっているのは、子供たちの感染が多くなっているからだというような報道もあるのですけれども、ちょっと実態がよく分からないので、そういう学校ごとの陽性者というのですか、どのぐらいのパーセンテージなのか。

それからまた、学級閉鎖とかというのも、どの程度本市の小学校や中学校で起きているのかというふうな、そういう実態が分かるような資料が、数字だけで結構ですので、委員にも示していただければというふうに思うのですけれども、そこら辺は大丈夫でしょうか。

○**桃原朗 委員長** 指導部次長。

○**指導部次長** 岸本委員の御質疑にお答えいたします。補正予算書の15ページから18ページにおける小中学校に関するコロナ感染症に対する消耗品等の金額が、小学校、中学校異なるが、どういった状況で、この金額は積算したかというところの御質疑に関してお答えいたします。

今回このコロナに関する県の予算に関しましては、令和2年度から措置しておりまして、今回小学校で40万円、中学校で50万円の積算したものにしましては、これまでの実績等を勘案して、それぞれ小学校で40万円、中学校で50万円を今回計上してございます。

あと、もう一点が、今回コロナ感染症の状況がどうなっているのかということと、あとは学級閉鎖の状況がどうなっているかということとか、御質疑かと思えます。今年度に入りまして、4月から6月13日までの現在の状況でございますが、4月が小学校、中学校、幼稚園含めまして、幼児、児童生徒の数が437人、学校から陽性者の報告があつてございます。同じく5月が一月間で635人でございます。6月が、先ほど申し上げました6月13日現在114名、合計1,186名の陽性者の報告を受けているところでございます。

それに伴いまして、今ちょっと小中学校の学級閉鎖の状況でございますが、ちょっと学級閉鎖等のくくりとして33学級含まれてございます。ただ、この中に複数の学級で学級閉鎖が行われておりまして、学年閉鎖が、たしか2回実施されてございますので、そういったものも含めまして約33学級で学級閉鎖が行われている状況でございます。

○**桃原朗 委員長** 岸本一徳委員。

○**岸本一徳 委員** さっきの40万円、50万円という説明もありましたけれども、できればほとんどの各学校、

小学校であれば一緒、中学校であれば一緒というものであれば、大体こういう備品、こういう消耗品を使っていますよというふうな、その資料もいただけますか。

○**桃原朗 委員長** 指導部次長。

○**指導部次長** 今回のものは補正予算で計上してございますので、消耗品においては、想定してございますのは、アルコール消毒液とか、石けん、あるいはまた使い捨てペーパー等を執行する見込みで予算を計上してございます。

○**桃原朗 委員長** 岸本一徳委員。

○**岸本一徳 委員** その中にはマスクとかは入っていないの。

○**桃原朗 委員長** 指導部次長。

○**指導部次長** 基本は、マスク等は御家庭で常に準備されている状況で、着用していなかったり、ケース・バイ・ケースで、随時適用が必要なものに関しては、マスクは恐らく準備するものかと思っておりますので、常態的にたくさんの量を購入するものではないというふうに理解してございます。

○**岸本一徳 委員** 以上です。

○**桃原朗 委員長** ほかに。平良眞一委員。

○**平良眞一 委員** 先ほどの桃原委員からもあった住民税非課税世帯について1点だけ確認したいと思うのですけれども、令和4年1月以降に新型コロナウイルス感染症の影響を受けた家計急変世帯の方が対象になるということであるのですけれども、これは申請必要ということですよ。その場合に、その方々への交付というのかな、どのようにして、その人たちというのは、そういったものが適用されるというふうにして分かって申請するのですか、ちょっとそこを確認したいのですけれども。

○**桃原朗 委員長** 福祉担当次長。

○**福祉担当次長** 御質問にお答えします。確かに平良委員のおっしゃるとおり、家計急変世帯に関しましては、申請による申込みというか、そういった形になっています。広報についてですけれども、事業が始まりました令和3年度の後半ですね、令和4年の5月頃ですけれども、その頃からホームページであったり、あとは市報にも数回掲載してございます。市民がよく見るのは市報ですので、市報の4月、5月号に掲載して、またさらに今回令和4年度に関しましては、7月号で家計急変世帯に関しても対象ですよということでの広報を行う予定でございます。

家計急変世帯以外にも、今御質問はなかったのですけれども、転入世帯についても、以前にこの給付金を受けたかどうかは把握できないものですから、こちらでも申請が必要になっておりまして、それに関してもホームページ、あと市報等での広報や、ホームページには申請書の様式を掲載し、それでやっていただくようにという形で広報しているところでございます。

○**桃原朗 委員長** 平良眞一委員。

○**平良眞一 委員** なかなか全員が全員、市報、あるいはホームページを見るということはないと思うのですけれども、実際令和3年度には何人ぐらい、そういった方々の申請があったのですか。要するに昨年ですね。

○**桃原朗 委員長** 福祉担当次長。

○**福祉担当次長** 給付実績の中から家計急変世帯なのですけれども、直近の5月末ですけれども、確認した

ところ、112世帯の給付がございました。以上です。

○平良眞一 委員 令和3年度の分ですか。

○福祉担当次長 令和3年度分の予算から支出しているものとして112件の給付がございました。

○桃原朗 委員長 平良眞一委員。

○平良眞一 委員 先ほども言ったのですけれども、なかなか市報、あるいはホームページ等を見ない方々もいるのではないかなというふうに思われるのですけれども、自治会の方にも周知の協力を依頼することであつたり、そういったものの対策も考えたほうがいいのではないかなと思うのです。

それから、対象世帯1,728世帯というふうにありますけれども、これは今言った申請が必要な分も含めての予想なのですか。

○桃原朗 委員長 福祉担当次長。

○福祉担当次長 家計急変世帯に関しましては、令和3年度の時点での世帯数が338世帯あり、その中で今112件が来ているところです。ですので、これに関しては、当初立てた予測の中でカバーできるものと考えております。1,728世帯、補正予算に計上したものに関しましては、新たに課税となる世帯というふうに予測して計上させていただいています。

○桃原朗 委員長 平良眞一委員。

○平良眞一 委員 この非課税となる部分が、その1,728世帯というふうに読んでいると今説明があるのですけれども、その中に急変した方も予想して入っているということで理解してよいですか。

○桃原朗 委員長 福祉担当次長。

○福祉担当次長 家計急変世帯に関しましては、当初で338世帯分の事業費を確保しておりました。その中で今112世帯の給付がありましたけれども、この中で給付ができるものと見込んでおります。

○桃原朗 委員長 平良眞一委員。

○平良眞一 委員 予想よりかも増えた場合とか、そういった場合にはコロナのほうで補助としてもらえるということで理解していいですか。予想したよりかも大幅に増えたとか、想定していた金額が足りなかったとか、そういった場合に、また補助として、給付金として国からももらえるということで理解していいですか。

○桃原朗 委員長 福祉担当次長。

○福祉担当次長 予算計上の際には、できるだけそういったことが起こらないようにということで、多少上乘せして考えてはおりますが、もし足りなかった場合は、財政サイドとも調整しながら、もちろん生活が困難な方に給付金が届くようにしていきたいと思えます。

○平良眞一 委員 分かりました。ありがとうございました。

あと1点、お願いします。14ページの02、米須清正議員が請求していた資料ですけれども、F I B Aワールドカップ2023。このF I B Aというのは何の略称ですか。

○桃原朗 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 F I B Aワールドカップの名称につきましては、国際バスケットボール連盟ということで、うたわれてございます。

○桃原朗 委員長 平良眞一委員。

○平良眞一 委員 調べるとバスケットボール最高位の国際大会ということでうたわれているのですけれど

も、この参加数、日本、フィリピン、インドネシアというのは、毎年というか、この参加国については、ほかの国々も参加するのですか。

○**桃原朗 委員長** 市民経済部次長。

○**市民経済部次長** FIBAバスケットボールワールドカップ2023につきましては、実は初めて日本とフィリピン、インドネシアの3か国で開催されるということで、会場が3か国に分かれて開催されます。大陸予選を勝ち抜いた32か国が、それぞれ参加するのですけれども、日本においては8か国が来場する予定となっております。

○**桃原朗 委員長** 平良眞一委員。

○**平良眞一 委員** 開催場所は、これは日本では1か所ということで、理解していいのですか。その1か所が沖縄アリーナということで、理解していいのですか。日本、ほかのところでもやるのか。

○**桃原朗 委員長** 市民経済部次長。

○**市民経済部次長** 会場につきましては、日本会場として最高峰の設備のある沖縄アリーナということで、日本は1つだけの会場としております。

○**桃原朗 委員長** 平良眞一委員。

○**平良眞一 委員** それから、開催地支援競技参加団体ということで、沖縄県、那覇市、沖縄市、北谷町、宜野湾市の5団体があるのですけれども、この支援団体になる、あるいは選出されるというのは、どのようにして、これは手挙げなのですか、各市町村。

○**桃原朗 委員長** 市民経済部次長。

○**市民経済部次長** これに関しましては、選手の宿泊地であったり、また開催の会場、そしてまたオープニングのセレモニーとか、そういった開催における運営に関わる市町村が推進協議会として設置される予定ですので、沖縄県を含めて3市1町、そこが今のところは推進協議会のメンバーとなっております。

○**桃原朗 委員長** 平良眞一委員。

○**平良眞一 委員** 県から指定されるのですか。

○**桃原朗 委員長** 市民経済部次長。

○**市民経済部次長** 県のほうから指定をされて、宜野湾市のほうで加入するということになっております。

○**桃原朗 委員長** 平良眞一委員。

○**平良眞一 委員** これは市の役割ということで、審判団の宿泊からトレーニング施設の確保など3つあるのですけれども、市としての経済効果というか、貢献みたいなものは、こういったものがあるのですか。

○**桃原朗 委員長** 市民経済部次長。

○**市民経済部次長** 事業の効果といたしましては、まず地域スポーツの振興というのが、大きな1つの効果になります。そのほかにも国際的な開催ということになりますので、その開催都市としての知名度のアップであったり、スポーツ都市としてのブランド化、そういったものもひとつ効果になるかなと思います。

そのほかにも、やはり間近でトップ選手との触れ合いがあったり、またパブリックビューイング等を開催するのであれば、そういった周りの事業者の経済効果のほうにも事業効果としては上がるのではないかと予想しております。

○**桃原朗 委員長** 平良眞一委員。

○平良眞一 委員 ちなみに審判等の宿泊先はもう決まっているのですか。

○桃原朗 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 現在のところ、ラグナガーデンホテルのほうが審判団の宿泊ということで協会のほうが確保しております。

○桃原朗 委員長 平良眞一委員。

○平良眞一 委員 負担金で今回600万円余り、次年度が900万円予定されていますけれども、これは競技参加団体の市町村すべて金額は一緒なのですか。

○桃原朗 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 この拠出金の金額に関しましては、やはりそれぞれの取組内容、市町村に応じた、取組内容とかに応じて県のほうで算定されております。一律ではなくて、例えば人口案分であったり、規模であったり、そういったものを勘案して総合的に決定されております。

○桃原朗 委員長 平良眞一委員。

○平良眞一 委員 最後になりますけれども、いつからいつまでの日程は決まっているのですか。

○桃原朗 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 2023年、来年の8月25日に開幕いたしまして、9月10日までの実施となっております。

○平良眞一 委員 分かりました。以上です。

○桃原朗 委員長 ほかに。知名康司委員。

○知名康司 委員 スケートボードの件だけれども、10ページ、説明欄02、スケートボード場の整備の件、先ほどの説明の中で、8月に業務委託して9月に着手、これを聞いて、ちょっと気になったのが、例えば市民広場の利用している団体がいますよね。グラウンドゴルフまた野球関係だと宜野湾ポニーズ、硬式の少年野球の団体があるかと思いますが、心配なのは、特に硬式野球の場合は、硬球を使っていますから、ファールボールというのが飛んでくるおそれがあるのです。これはイメージ図を見ているとこの辺が心配なところでもありますけれども、これに関しては対策していますか。

○桃原朗 委員長 総務部次長。

○総務部次長 お答えいたします。今、大体の場所、先ほど説明しました。これからもっと具体的に規模、形状等詰めていきます。その際に懸念されているようなことの対策も含めて、しっかり対応していきたいと考えております。

○桃原朗 委員長 知名康司委員。

○知名康司 委員 しっかり対応していただきたい。それと、先ほど言った、利用する団体に対して何か話合いの場をもつ必要があるのではないかと思いますけれども、前もって。これはすぐ動き出すみたいだから、その前に呼びかけして、さっき言った件も含めて団体との話合いを持ってほしいと思いますが、その辺はどうですか。

○桃原朗 委員長 総務部次長。

○総務部次長 お答えいたします。可決いただきましたら、予定している場所の近くである野球場の利用者、ゲートボール利用者に対して、しっかりと、周知も兼ねた内容の計画もしていきたいと思っております。

○桃原朗 委員長 知名康司委員。

○**知名康司 委員** やる前から心配しているものだから、特に硬式野球はファールボールが飛んでくると思うのです。その対策はしっかりやっていただきたいなと思っています。よろしく願いいたします。以上です。

○**桃原朗 委員長** ほかに。桃原功委員。

○**桃原功 委員** 資料もいただきました。これの12ページから13ページにまたがる放課後児童対策事業補助金、2ページ、資料があるのですけれども、1つは放課後児童対策補助金の事業概要について、これは金額が6,500万円余で、事業概要が①から⑩までであるので、これに対しての補助だろうというのが想像できます。資料番号4番が、民間施設利用放課後児童クラブに対して2,700万円の補正予算が計上されていますが、少し今回の補正額も含めて、この2件の詳細な説明をもう一度いただけませんか。

○**桃原朗 委員長** こども政策担当次長。

○**こども政策担当次長** 12ページ、3款2項3目、説明欄04の放課後児童対策補助金事業でございますけれども、中身については、資料に書いてあるとおりでございますが、主に放課後児童クラブ支援事業の賃借料の補助、それが平成27年度以降に新たに設置された学童に対する家賃の補助です。

あと、放課後児童の事務運営費の補助、それとICT、これが民間学童41クラブ、合計で6,354万4,000円の補正となっております。

一方、資料4番、13ページの3款2項3目の説明欄07、放課後児童クラブ支援強化事業でございますけれども、この分については、これは平成26年度以前に設置されていた放課後児童クラブの賃借料を補助する内容となっております。

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** 今の説明だと、資料番号3番と資料番号4番の違い、放課後児童クラブ支援事業については、平成26年度以降、資料番号3番の放課後児童対策補助金は賃借料においては平成27年度以降にということですか、ちょっとよくまだ分かっていないのですけれども。

○**桃原朗 委員長** こども政策担当次長。

○**こども政策担当次長** 資料ナンバー3番の⑩の賃借料補助については、これは国のほうの補助になっておりまして、これは学童クラブの待機児童を減らすという観点から、新たに平成27年度に国が始めた補助金なのですけれども、平成27年度以降に新たに実施したアパート等を活用して、必要な賃借料を補助する、そして待機児童を減らしていく目的のものでございました。

一方、それまでに平成26年度までに設置していた児童クラブについては、補助の対象外となったものですから、平成27年度以降、新たに設置された学童に対する賃借料の補助です。これは補助することによって待機児童を減らしていこうという目的でございます。平成26年度以前、それまでに実施していた学童については、この補助の対象ではなかったのです。それで、今回令和4年度から県のほうが一括交付金を活用しまして、県のほうの補助金で、平成26年度以前に運営を開始していた学童の賃借料については、ここの部分で補助をするというものが、今回4月、県のほうが出しましたので、それで資料ナンバー4については、平成26年以前のものに対する内容です。

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** 分かりました。そうすると、平成26年度以前の施設においても、どこも隔たりなく支援は

行き届いているということで、理解していいですか。

○**桃原朗 委員長** こども政策担当次長。

○**こども政策担当次長** 当初平成27年から国の補助は始まったのですけれども、やはり不公平感があるということで、市の方が、これまで対応していなかったのですけれども、この度、県のほうが平成26年度以前のものも補助として対応する形になったものですから、今回平成27年度以降のものと平成26年度以前の家賃補助を取り組もうということで、今回補正を上げさせていただいております。

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** そのままの話になってしまうのだけれども、なぜ平成26年以前と平成27年以降の区分けが生じていたのですか。

○**桃原朗 委員長** こども政策担当次長。

○**こども政策担当次長** 国のほうが、この補助金を開始したときの目的が、児童センター、学童における待機児童を減らす目的でございましたので、もう既に実施されている学童は除く、今後実施するものが対象ということでスタートしました。

○**桃原功 委員** 分かりました。以上です。

○**桃原朗 委員長** ほかに。上里広幸委員。

○**上里広幸 委員** お願いいたします。7款1項3目の01、琉球海炎祭支援事業についてお伺いします。これは令和4年度の新年度予算にも500万円計上していて、4月、5月、6月の3か月でまた500万円増額になっているのですけれども、この理由を教えてください。

○**桃原朗 委員長** 市民経済部次長。

○**市民経済部次長** 14ページの7款1項3目、説明欄01、琉球海炎祭支援事業についてですが、本会議のほうでも部長から御説明があったかと思いますが、今回の琉球海炎祭につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響によって、海外からのチケット購入は見込めないということがありまして、当初予算に500万円プラスして、今回6月補正で500万円の増額補正をお願いするものでございます。

○**桃原朗 委員長** 上里広幸委員。

○**上里広幸 委員** 計画なさった思うのですけれども、この3月の段階では予想されなかったというふうに理解していいですか。

○**桃原朗 委員長** 市民経済部次長。

○**市民経済部次長** 予算計上時には想定していなかった、大手スポンサーの辞退等もあり、また、新型コロナウイルスの関係で海外からの観光客を見込めない状況で事業を実施するという目的もございましたので、今回6月補正に出してございます。

○**桃原朗 委員長** 上里広幸委員。

○**上里広幸 委員** この支援補助金なののですけれども、以前宜野湾市で開催して300万円、今回500万円に上げていて、さらに500万円支出して1,000万円ですね。そして、この額の、なぜ500万円になったという、この根拠を教えてください。

○**桃原朗 委員長** 市民経済部次長。

○**市民経済部次長** 今説明いたしました、大手スポンサーの辞退、撤退に関しましては、やはり支出の額も

ございまして、そういったのを、足りない部分を逆算したところ、今回500万円、トータル1,000万円となりました。

○**桃原朗 委員長** 上里広幸委員。

○**上里広幸 委員** 確認させていただきたいのですけれども、海炎祭で市の役割というのは、こういったところ、場所の提供とかは分かるのですけれども。

○**桃原朗 委員長** 市民経済部次長。

○**市民経済部次長** 市の役割としましては、会場の確保や、設営に関する調整等、そういったものが大きな市の役割となっております。

○**桃原朗 委員長** 上里広幸委員。

○**上里広幸 委員** なかなか説明が市民の方にしづらい部分があって、市の役割は会場を提供して補助金も令和4年度予算で導入している。企業さんが撤退したから、それを補う形で、公金として500万円、根拠が分からないのですよ。新年度予算では、様々な状況を見て、予算を組んで、計画どおりしっかり進めてくださいということでこの補助金、公金として後押しするということで、理解できるのですけれども、これも3か月分の補正で500万円の根拠というのを知りたいのです。そこをちょっと説明お願いします。

○**桃原朗 委員長** 市民経済部次長。

○**市民経済部次長** 申し訳ございません。やはり大手スポンサーが撤退したことも大きな理由ですけれども、ではそれを全てチケットの販売で収入を見込むということも一つの可能性がある手段でございます。ただ、そういったものも海外から、県外からの観光客を見込めない中で、やはり実施が困難な状況になっている。また、市も60周年という大きな節目でもございます。そういったことから、これまで前例のないような状況で事業を実施して、またこれからコロナ収束後の観光客も見込みたいということの思いもありまして、今回実施させていただいております。

○**桃原朗 委員長** 上里広幸委員。

○**上里広幸 委員** ありがとうございます。ちょっと確認ですけれども、予算の確認、負担金、補助及び交付金のところで1,105万3,000円、これは一括交付金を活用しているという理解でいいですか。

○**桃原朗 委員長** 市民経済部次長。

○**市民経済部次長** 当初予算計上した500万円に関しましては一括交付金を国からいただいておりますが、今回の補正の500万円の額におきましては、一括交付金として約束させていただいておりますけれども、ただこの事業の状況とかを確認しながら補助を使っていけたらと思っております。

○**桃原朗 委員長** 上里広幸委員。

○**上里広幸 委員** 説明は分かるのですけれども、財政的に令和4年の一括交付金というのは、総額どれぐらい宜野湾市に下りてくる予定なのですか。財政課の説明をお願いします。

○**桃原朗 委員長** 財政課長。

○**財政課長** 上里委員の御質問にお答えいたします。令和4年度当初予算における宜野湾市への配分枠については8億7,300万円であったかと思っております。ただし、当初予算に計上しております一括交付金については8億7,300万円のうち6億5,626万1,000円が当初予算に計上してございます。

○**桃原朗 委員長** 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 財政課のみなさんにはいろいろなところから要望はあると思うのですが、しっかり見極めて事業を推進してほしいと思います。

資料をお願いしたいのですが、海炎祭の組織図、そして市の役割、事業運営が分かるような資料をお願いしたいのですが。

○桃原朗 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 実行委員会がございませう。そういった組織図、また役割を記載したものを提供します。

○上里広幸 委員 以上です。

○桃原朗 委員長 進めてよろしいですか。

(「はい」という者あり)

○桃原朗 委員長 審査中の議案第37号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○桃原朗 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

午前の会議はこれで終わり、午後は2時から会議を開きます。その間休憩いたします。(午前11時57分)

◆午後の会議◆

○桃原朗 委員長 再開いたします。(午後2時00分)

これより午後の会議を進めてまいります。

参考人の出席要請についてお諮りいたします。陳情第82号 公共施設のZEB導入、住宅のZEH導入と電力自由化促進に関する陳情は、関係者から意見聴取を行うため、本日の委員会に出席要請したいと思ひます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○桃原朗 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○桃原朗 委員長 休憩いたします。(午後2時01分)

○桃原朗 委員長 再開いたします。(午後2時01分)

【議題】

陳情第82号 公共施設のZEB導入、住宅のZEH導入と電力自由化促進に関する陳情

○桃原朗 委員長 陳情第82号 公共施設のZEB導入、住宅のZEH導入と電力自由化促進に関する陳情を議題といたします。

本件の参考人として、玉栄章宏氏に御出席いただいております。本日は、お忙しい中にもかかわらず、本委員会のために御出席いただき、誠にありがとうございます。本委員会を代表して厚く御礼申し上げます。

早速本件に対する説明を聴取して審査を進めていきたいと思ひます。

では、参考人の意見を簡潔に述べていただいた後に、委員からの質疑に答えていただきますようお願い申し上げます。

それでは、御発言をお願いいたします。玉栄参考人。

○玉栄章宏 参考人 まずは、起立してからお礼を申し上げます。私は、議会改革、議会基本条例のことがよく新聞に書いてありましたけれども、これは数年前に宜野湾市議会の本会議を傍聴して、そういうのがあるのだというのを知って、皆さんのすばらしさもPRしながら、議会改革の普及啓発に当たっていること、大変この場を借りて、まずお礼を申し上げます。

今日の中身につきましては、座して説明をさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○桃原朗 委員長 どうぞ。

○玉栄章宏 参考人 では、陳情案件について、お手元にある資料を読んでシンプルに、まず御説明をさせていただきます。

件名、公共施設のZEB導入、住宅のZEH導入と電力自由化促進についての陳情でございます。陳情の趣旨、1、公共施設へのネット・ゼロ・エネルギー・ビルディング、ZEBの早期導入を図っていただきたい。

2、住宅のZEH、ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス導入の市民への普及啓発を図っていただきたいこと。

3、公共施設の電力費用削減のため、沖縄電力、新電力企業の入札制度の早期導入を図っていただきこと。

陳情の理由を申し上げます。2020年10月、臨時国会で、菅首相、2050年温室効果ガス排出実質ゼロ表明以降、地球温暖化防止に関する国内、県内の機運が高まっています。また、気候変動に伴う日本各地の豪雨災害多発もあり、官民挙げた温暖化対策は待ったなしの状況となってきました。

地球温暖化を防ぎ、脱炭素社会の実現のためには、1、再生可能エネルギー導入の拡大、2、省エネルギーの推進、3、CO₂の吸収の3つが必須の条件ですが、今回は宜野湾市の省エネルギー推進としての公共施設への早期のZEB導入と住宅へのZEH導入の市民への普及対策と電力自由化の促進を図るための入札制度について陳情いたすものでございます。以上でございます。

○桃原朗 委員長 ありがとうございます。それでは、陳情第82号に対する質疑を許します。桃原功委員。

○桃原功 委員 玉栄さん、まずは、新聞の論壇への寄稿も私も存じております。再生可能エネルギーへの日頃の取組に対して敬意を表して、お礼を申し上げたいと思います。ありがとうございます。

それで、早速ちょっと確認したいのですけれども、聞こえづらいですか、大丈夫ですか。

○玉栄章宏 参考人 大丈夫です。

○桃原功 委員 大きな声で話をしますので、聞こえなかったら、聞こえないと合図してください。もっと大きい声で話します。

(「マイクを使ったほうがいいよ」という者あり)

○桃原功 委員 よろしくをお願いいたします。まず、陳情の趣旨の1、2、3の公共施設整備へのZEB、これはネット・ゼロ・エネルギー・ビルディングということで、理解できます。住宅のZEH、ネット・ゼロ・エネルギー・ハウスということで、理解できますけれども、まだ私たち議員も、このことをもっと深く知りたいということを含めて、もう少しかみ砕いて、ZEBの詳細、ZEHの詳細というのを、もう少し詳

細を説明お願いできますか。

○**桃原朗 委員長** 玉栄参考人。

○**玉栄章宏 参考人** では、桃原委員の御質疑にお答えさせていただきます。まず、ZEB、ZEH、かみ砕いてというお話であります。ZEBとは、後ろはビルディングですから、建物への省エネルギーの推進、ZEHはハウスですから、家庭への省エネルギーの推進ということですが、俗に言われている、省エネルギー住宅と言っております。建物を設計するときに、ある一定の基準の機器を入れる基本設計がありますけれども、その基本設計よりも省エネルギーを図った高い機器を入れて、この基準値よりも省エネルギーをする。例えばでいきますと、50%削減をする、75%削減をする、100%削減をする、100%というのはあり得ないことですが、80%は省エネ機器を入れて、削減をした上に屋根の上に太陽光などを入れて電力会社から電気を一切買わないと。これがネット・ゼロ・エネルギーといって100%です。75%は、それに近づいたニアリーZEBといいます。そして、もう一つの50%はレディZEBと言っております。整ったという意味ですね。そういう3段階で大きく分けられる省エネルギーのビルだったり、建物のことを申し上げております。以上です。

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** よく理解できました。今、ZEBのことは、今おっしゃったとおりで、大体100%、75%、50%ということで、レディだったり、ニアリーだったり、説明がありましたけれども、なかなか世界的に、こういう再生可能エネルギーへの運動というのも、COPなどで議論して数値目標というのは、かなり設定されても実際問題として、私たちの社会活動を進める中では、エネルギーを、二酸化炭素をまだ多く出してしまっていると。車にしても、例えば電力の使用にしても、暑くなったら、すぐクーラー、エアコンをつけてしまいますし、寒くなったら、すぐヒーターをつけてしまいますし、あまり意識的に、もっとエネルギーを、例えば節約しようとか、そういった機運というのが、分かっている行動として取り組めていない現実もあるのかなと思ったりもしているのですけれども、沖縄の立場を鑑みると、なかなか大和に比べて、土地の面積も少ないですし、大きな川もなかったりして、非常にエネルギーを生み出すというのは、火力電力に頼っているのが現実だと思います。

私たち議会も、1度岩手県のほうに波力発電、海の波を使った波力発電というのを実際見に行きました。そこで、国の方々が、沖縄ということで興味を持っていただいて、上地議長の計らいもあって、大山で、沖縄は海に囲まれていますから、大山で、その国の方々を招いて、いろいろ議論したのですが、ただ補助金のこともあって、なかなかこれが取り組めていないという現実があるのです。

宜野湾市役所も上に太陽光発電は置かれてはいますけれども、10%以上を賄っているという数字ではないのです。ほんの数%程度で、それでお聞きしたいのですけれども、ほかの自治体、あるいはほかのビルディングなどで実際に100%に達しているような施設はあるのか、あるいは75%に近い、こういったことを先進的に取り組んでいる自治体もあるのか、もしお分かりであれば、私たちも参考にしたいので、1企業でもいいです。地域によってでもいいのですけれども、そういうのが、もしお分かりであれば、ぜひお尋ねしたいなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○**桃原朗 委員長** 玉栄参考人。

○**玉栄章宏 参考人** 今の御質問は、2050年ゼロカーボン、カーボンニュートラル、脱炭素というのを28年

後に迎えて、それを達成している地域、市町村があるかという御質問だとしたときには、まだないと思います。先ほどの省エネルギーのビルディングという、先ほどの100%達成というのは、ビルはありますけれども、地球温暖化のバロメーターであります、温暖化の排出ガスを2050年に8割、9割は再エネ、省エネでやって、残りは吸収して100%に持っていきこうという国の大きな目標を達成している地域、市町村はないと思っております。

外国には、相当地熱発電とか、相当の特異な地域がありますので、外国には地域的にあろうかと思いますが、日本では、まだないと思っております。

そういうようなことを目指すために環境省が、2030年ゼロカーボンを目指しなさい、市町村モデル、地域モデル、100、先行でやりましょうというのを打ち出しているのです。先に達成する市町村をつくりたいとか、それに応募が始まっています、今年20ぐらい応募が採択された。残念ながら沖縄には1か所もない。そういう今、状況にありますので、カーボンゼロという意味のものは、日本でもまだないと思って結構だと思います。よろしいでしょうか。

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** この陳情の理由の、一番最後の行なのですけれども、ZEH導入の市民への普及啓発と電力自由化の促進を図るための入札制度について陳情しますとあるのですけれども、①の再生可能エネルギーの導入拡大とか、2番も推進とか、3番のCO₂のものも理解できるのですけれども、その入札制度ということ自体が、通常の入札と捉えていいのか。それとも多分これに特化した入札だと思うのですけれども、もう少し具体的な例をお示しできますか、入札制度について。

○**桃原朗 委員長** 玉栄参考人。

○**玉栄章宏 参考人** 電力、公共施設で宜野湾市の電気料を沖電さんから中心に買っております。公共工事をするときには、ある一定の金額で入札です。物品を調達するには、ある一定金額で入札です。なぜ電力だけが沖電さんから一本にするのか。沖縄には新電力企業がいっぱい出ているではないですか。商業で沖縄ガスとか、それは公共の施設として入札制度にすべきではないかというのが、私のまず基本。これはなぜやらないか。摩訶不思議ですと新聞に書いたことがあります。

そしたら、摩訶不思議な言葉を聞きまして、沖縄県庁に陳情しておりましたところ、沖縄県は21年度の後半から部局が検討を開始いたしまして、もう既に3つの施設で入札に付しました。県立高等学校8校、入札に付しました。そうしましたら、沖電以外の企業が取りました。県立北部合同庁舎、美里の中部合同庁舎、この2つも入札に付しました。それを沖電さんが取りました。

ということは、どういうことかという、今、電力は値上がりしていますよね。値上がりしている中においても競争しますから、値段は下がるわけです。それは一般的な競争入札という意味で、冒頭に、私はやっているのですが、ではこの事業は何が関係あるのかというような御質問とも受け止めておまして、これは皆さんも詳細に御存じかは分かりませんが、全国10電力会社、北海道電力から東電、沖縄まで大きな電力会社が10あります。そこはいろいろな燃料でもって電気を作っています、1キロワットアワー当たりの電気を作るためにCO₂が幾ら出ているかというCO₂の排出係数というのがございます。もう少し詳しく言いますと、沖電さんは7、8年前までは1キロワットアワー当たり0.9キログラムぐらいCO₂が出ていた会社なのです。全国で進んでいる原子力を持っている会社は0.3ぐらいで、CO₂は出ていないのです。

それではいけないということで、沖電さんも自主努力をしまして、LNGを入れましょうとか、風力が入りましたとか、太陽光が一気に入ったものですから、今現在沖電さんは0.7から0.8ぐらいに下がっております。しかし、これでCO₂削減に何が関係あるかといいますと、沖電さんもやはりCO₂を出さないような電気を競いますね。

もう一つ、新電力企業は、沖電以上にCO₂の少ない電気を持っている企業があるわけです。例えば新聞に出ました、中城湾港に5万キロワットの木質バイオマスという大きな発電所ができました。その企業は沖縄ガスさんとタイアップして、うちから電気を買ったらCO₂は少ないよと、こういう営業努力をするわけですね。その辺のことも含めて沖電さんも努力させ、残りの企業も努力させること自体が、CO₂が下がるのではないかと。競争入札は、そういう効果もあるのではないかと、こういう意見でございます。以上です。

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** よく分かりました。そうしますと、沖縄電力だけに頼らず、普通に契約するのではなくて、しっかり入札にかけて安い電気を調達という御提案ですね。

○**桃原朗 委員長** 玉栄参考人。

○**玉栄章宏 参考人** そうです。

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** 沖縄県のほうでは8校の高校あたりが、新電力の契約があるということの説明だったと思うのですが、県以外の県内の自治体、市町村で、こうやって沖縄電力以外の電力会社から入札をされている自治体を教えていただきたい。できれば、その率が高い、沖縄以外の電力から購入している率が高い自治体が、もし分かれば教えていただきたいなど。

○**桃原朗 委員長** 玉栄参考人。

○**玉栄章宏 参考人** 申し上げます。これは私の論壇に数回書いたこともございまして、見ている人は見ていると思うのですが、既に沖縄の南部の市町村で、2、3年前から競争入札に入っている市町村がございまして。順序よく申し上げます。西原町、南風原町、与那原町、八重瀬町、そこは学校施設を中心にして入札に入っております。もちろん、実績も民間企業が取って、かなりの効果がありますよということは、この市町村にお聞きになれば分かりますし、私が皆さんと同じで今回陳情をした市があるのですが、豊見城市も2月に私のこの陳情を採択いただきましたが、検討に入っていると。那覇市も一緒に検討に入っているということを伺っております。まだ実績はないと思いますが、さっき言った4市町村が入札実施済みでございます。

○**桃原功 委員** よく分かりました。以上です。

○**桃原朗 委員長** ほかに。岸本一徳委員。

○**岸本一徳 委員** どうもありがとうございます。簡単な質疑だと思いますけれども、専門家ではないので。住宅にしても、それから会社や様々なビルディングにしても、コンクリートだと、大体40年から50年で建て替えると思いますけれども、私も建ててから40年目の家に住んでいますけれども、借金は、今はありませんが、これから建て替えるの時期になってくるといふふうに思うのですが、そういうふうに考えると、例えば宜野湾市においても、県においても、結局は40年とか、50年というスパンが、この陳情の、全市民、全県民が、こういう意識に立ってやると、やはり地球温暖化への対策ができるというふうに思うわけですね。

れども、これは長い闘いでありますので、そういう意味では啓発とか、それから理解をしていただく方々が、賛同者が増えていくということが、一番最も大事な観点ではないかなというふうに思うのですけれども、これについての持論、御教示がありましたら、教えていただければというふうに思うのですけれども、以上です。

○**桃原朗 委員長** 玉栄参考人。

○**玉栄章宏 参考人** 2030年及び2050年にニュートラルに持っていくには、沖縄145万人の人たちが、本当にその気にならないと、どんな行政が、どんな議会がいたって始まらない、それもよく分かります。そういう意味での普及啓発というのは大変なので、一番力を入れるべきものは、やはり沖縄県が普及啓発を徹底的にやる、市町村もやるよということは大切だと思いますが、身近な例から入っていくということが大切だろうなという気がいたします。

一番直近で私が身近な例ということで、効果があると思っているのは、10年ぐらい前に一気に太陽光を入れましょうと家庭に普及したのも一気に入ってしまった、新規の企業も200ぐらいできて、一気に収まって、一気につないだものですから、沖縄さんの系統連携につなぎ切れないという問題が出たわけですね。

では、もう太陽光は入らないのかといたら、そうではなくて、最近沖縄は平均100万キロワット、沖縄さんは170、180万キロワットの能力を持っているのですが、平均の稼働からいったら、夏、冬、昼、夜、違いますよね。平均100万キロワットとってください。100万キロワットのうち30万キロ、40万キロ、太陽光はもう入ってしまったのですね、昼間。入ったときに、一気に雨が降りました。天気が悪くなりましたとなったら、40万入っていたのが20万落ちますね。そしたら、この20万を沖縄さんの発電所でバックアップしないといけない。バックアップの労力の問題があるものだから、沖縄さんは30万、40万ということで、ストップをかけるのです。

では、もう太陽光は入らないのか。そうではなくて、家庭に5キロワットぐらいの太陽光を入れたとします。昼間2キロワットしか使いません。3キロワットを沖縄に売るわけです。売っているものが、過剰になると、先ほどの問題が起こるわけですが、ではそのときに昼間余っている家庭の太陽光を蓄電池にためて晩から使っていくという場外消費型とって、太陽光は2、3キロの小さいのを入れて、蓄電池も40、50万円というものを推奨しています、日本全体に。

沖縄県も、この当面の対応が中心なのですよ、どういったって。だから、太陽光と蓄電池のセットで補助金を出しましょうと今年するそうです。こんなのを大きくPRして、市町村にもPRして、ただ40、50万円するのを補助が5万円ですといたら魅力ないではないですか。40、50万円するから、20万円ぐらいは補助しなさいと、これがやはりハンディキャップのある沖縄が取るべきことではないかと。沖縄のハンディキャップは、2050年、本土はやれたとしても沖縄はやれない。

なぜやれないかといいますと、原子力がない、水力がない、さっきお話に出ました海洋エネルギーに頼らなければいけない。だけれども、簡単ではない。だから、大学院大学に頑張ってもらって、そういうことが必要ですけれども、身近なものからやっていく。それと、話題のEV車ですね。これもCO₂削減に貢献しますから、買換えの場合には、こういうことから買い換えましょうねと。軽自動車もEVが出るようになってきました。補助金も出すようですよ、40万円ぐらい。そういうような家庭がなじむ、関心のあるものに手を打っていくということが大切ではないかと。以上でございます。

○**桃原朗 委員長** 岸本一徳委員。

○**岸本一徳 委員** 玉栄さんから見て、行政がやるべき、今言った、様々な助成とか、支援とか、それから市民や県民が、これを使用して、使って、こういうことを、おっしゃるような、そういう事例がどんどん出てくるというのを、行政がまず打ち出して、そこを資料とか何というか、後押しをさせること、そこが始まらない限り、広がっていきませんよという説明だったというふうにするのですけれども、次は別な角度でちょっと、自分は倉浜の議員もやっているものですから、何年か前から倉浜も売電をして、沖電ではなくて、競争して売電をしている部分があるのですが、ああいう大きなエネルギーを作れるところは、それができると思うのですけれども、今おっしゃるような個人とかというのは、蓄電という話をしていましたけれども、いわゆる売らなくても自分で消費をして、余った場合には売れるシステムというのがあれば、それはうまく使えるのではないかと御説明だったような気がするのですけれども、それでよろしいでしょうか。

○**玉栄章宏 参考人** いいです。

○**岸本一徳 委員** 大きいところのごみ焼却場とかというのは、これで売電をして、そして入札をして、そこに電力会社に、新電力会社といいますか、そういうところに売って、沖電には売っていないみたいなのですよ。そういうことをごみ焼却場では、どんどんやるべきだというお考えなのか、これはちょっとまた様々な問題があるよということなのか、この辺のことをアドバイスいただければと思います。

○**桃原朗 委員長** 玉栄参考人。

○**玉栄章宏 参考人** 今のお話は、私も存じ上げておまして、那覇市のごみ焼却場、那覇市と南風原町、当宜野湾市は倉浜衛生施設組合で、当宜野湾と沖縄市と北谷町の焼却場、そこにある一定のエネルギーを回収して電気を作って電気を売るというシステムがあるのもよく存じ上げておまして、そこを沖電さんと新電力企業を競わせて入札をしたら、沖電より高く買いますという企業が出たから、皆さんにとってはプラスです。これは単純に収入が増えるだけの話ですよ。地球温暖化の防止とか、これに関係があるかという、あまり関係はありません。

大切なのは、いかにしてごみ焼却場からCO₂を出さない焼却場にするかが重要です。そのためには家庭の簡単な話をしますと、前にこちらに宮城勝子さんという女性の議員がおられて、交流があったのですよ、婦人会活動をしていたから。玉栄さん、私たちは婦人会活動をしているからさ、家庭で残飯が出ますよね。家庭で残飯が出たら、タマネギの赤い袋に残飯を入れて、手袋をやって、一絞り運動、二絞り運動をしてから燃えるごみに入れるのです。

どういふことかといいますと、生ごみというのは、8割、9割、水分なのです。水分を蒸発させるためにエネルギーを送ってから最後は燃えるのですよ。ということは、水分を入れないようにするためには、生ごみは入れないほうがいいのです、一番。賢いお母さんは、家庭に2,000円ぐらいのプラスチックの生ごみ回収機を置いて、私も家でやっていますよ。生ごみを入れないのです。生ごみを入れないということは、宜野湾のお金が出ていかないし、なおかつCO₂が出ないと。

もう一つ関係があるのが、市町村がやりたいけれども、できないのがあるのです。家庭から出るプラスチックですね、ラーメン袋、お菓子袋ですよ、ほとんど。それを燃えるごみに入れます、今は。燃えるごみに入れて、これを引き抜きなさい、引き抜きなさいというリサイクルのプラスチック資源循環促進法というのが今年の4月にできたのです。

この目的は、プラスチックは焼却場で燃やすとCO₂が出るから燃やすな。その代わり引き抜いて、プラスチックのリサイクルに戻せと。その話があるのだけれども、市町村は燃えるから、これを引き抜いてしまうと、燃える燃料が足りなくなるので、宜野湾市のお金が出ていくからやりたがらないのです。やりたがらないのを私がずっと言い続けているのは、燃やさなければいいのでしょう、プラスチックを。プラスチックを燃やさないようにするためには、燃料を食っている生ごみを引き抜いたらいいでしょうと。生ごみも引き抜きながら、プラスチックも引き抜きながらできるのです。

さっきのお話のヒントになったか分かりませんが、目先の例でいくと、ただこの2つで重要なことは、生ごみを燃やさないようにするためには、沖縄に工場が要るのです。生ごみを処理する工場が要るのです。メタン発酵発電といいます。数年の間に実現すると思っています、今、水面下で動いていますので。中部にも一本造ります。北部に1本、南部に1本造ったら、沖縄の市町村の生ごみを引き抜けます。引き抜くのと同時に、今度はプラスチックを引き抜くためにも、プラスチックをリサイクルする工場が沖縄にないのです。ペットボトルを回収していますね、皆さんも一生懸命やっているでしょう。ペットボトルは、沖縄にペットボトルをフレックにする工場があるのです。それをもとに売っているのです。だから、ペットボトルはリサイクルできるのです。

しかし、我々が持っているような燃えるビニール袋とか、どうのというのは、工場がないから駄目なのですね。それを唯一やっているのが名護市だけです。名護市は、家庭から出る段階でプラスチックを分別しましょうとあって、束にして分別して売るので。処理費を払うのです。処理費を払って取っているのが、沖縄に工場がないから。北九州の新日鐵が入札で取っていつているのです。そのお金は名護市からは出ません。日本プラスチック容器包装協会というのが東京にあって、沖縄の、例えばオキコとか、パン屋とか、コンニャク屋とか、一定のビニールを使う、量を使うところは、元手にリサイクル料金というのを取られるのです。僕らが廃自動車、車を買うときに取られるのと一緒です。取ったお金が東京に400億円集まるのです。その400億円から名護の入札のお金が出ていきます。そういう制度があるので、この2つの工場の建設ができれば、沖縄も飛躍的に環境、エネルギー改善ができるものと思って、私も水面下で今必死に動いておりますので、答えになったかどうか分かりませんが、以上でございます。

○岸本一徳 委員 以上です。

○桃原朗 委員長 ほかに御質問のある方。宮城政司委員。

○宮城政司 委員 よろしくお願ひします。大きく2つあるのですが、1つは、今回陳情で出されている内容であったり、御説明いただいた内容、この宜野湾市の地球温暖化対策実行計画（区域施策編）というのが、先月第2次が策定されて、その中でも同じような趣旨がうたわれていると理解しています。なので、方向性としては一致しているのかなというふうに考えます。

ただ、この中でもあるのですけれども、一番のネックになっていることの一つとして、コストだと思っていて、例えばこういった活動するに当たって、どうしてもコストをかけないといけない。例えば個人だったら、EVを買うには、ちょっとガソリン車よりも高い値段になってしまう。そこで、二の足を踏む。ZEBは個人は建てないかもしれないのですけれども、ZEHを建てるとしても、やはり少しお金がかかってしまうだろうというような、公共施設においても、そういった仕組みを整えるにはコストがかかるだろうと。それに対して政府だったり、補助金とか、支援とかをやることで、解決というか、進めていく方向に向かって

いるというのはあると思うのですけれども、まだまだ周知が足りないというのは感じています。

そういったものを踏まえたときに、今回の陳情で、もちろん議会から行政に働きかけてほしいという意図だとは思っているのですけれども、やはり行政は行政で、以前聞き取りをしたときに新電力の安定性だったりとか、そういった懸念材料を持っているところがあるので、例えば御存じであれば、先進地の事例などで、こういうふうに議会が行政に働きかけたから行政が動いたよみたいな、もしいいアイデアというか、参考事例があれば教えていただきたい。

○**桃原朗 委員長** 玉栄参考人。

○**玉栄章宏 参考人** 沖縄の事例からお話ししましょう。例えばZEB、さっき言った50%削減、75%削減、100%というランクに応じてZEBのビルディングには経産省から環境省から補助金が出ます。100%達成は、省エネですよ、例えば1億円かかりますと、省エネ機器が。3分の2補助しますと。そういう仕組みが現にできているわけです。

その中で目先の例で、公共施設へのZEBの導入と私要請しているのです。豊見城市議会に同じ陳情として2月に質疑を受けました。この豊見城の建物、建ててまだ間もない建物だけでも、それを研究してから来られましたかと質疑されました。研究していません。ただ、ZEBの認定を受けていないので、そういうビルではないでしょうと。やはりお金をかけていないわけです、予算の関係で。では、沖縄に公共施設でZEBを導入したのは、去年、おととしまでゼロだったのに、第1号が久米島町の町立博物館、75億円ぐらい、省エネを図っていますので、補助金をいただいていると思います。改築した建物にZEBを導入したのが、宜野座村の庁舎、行ったことございますね。宜野座村は改築でZEBを導入しています。

南風原町のあの建物、庁舎、改築でZEBを入れています。では、改築に、どのぐらい金がかかったけれども、省エネ機器はどのくらいかかったの、どのぐらい補助金をもらって入れたの、事例が出たわけです。町として認定したわけですから、いいことですよ。

もう一つ申し上げます。沖縄にZEBビルディング、増えてまいりました。30ぐらいあります。その中で100%というのが少なかったのにびっくりしました、私。昨日、糸満の、勉強するために開きました、ネットを。そしたら宜野湾は、前からPRしている、大山からこっちに、北谷に曲がる、愛誠園という大きな老人ホームがありますね。これももう既に数年前に完成して、ZEBのランクを受けています。これは事例が1つあります。私は沖国の学生を連れて見学に行きました。昨日、びっくりしました。100%達成している建物が、宜野湾市に1件出てきたのです。大山のジムキ文明堂という建物、4階、5階建ての建物、新築になりました。102%達成しています。

昨日、帰りがけに見に行こうということで、見てきました。こんなモデルがあるということは、そのオーナーが、やはり地球温暖化に貢献せんといかんから、建物を新築したいけれども、金はかかるけれども、補助金がもらえるのだったら、補助金をもらって造ろうと走ったわけですよ。それは大変すばらしいことなので、ぜひ大山にナンバーワンがあるのだと、それと愛誠園もそうです。ぜひそういう御研究されたいかがでしょうか。この2つをPRしておきたいと思います。

○**桃原朗 委員長** 宮城政司委員。

○**宮城政司 委員** ありがとうございます。恐らくこれは宜野湾市を通り越して国と直接補助とかがもらえることなのだろうと思うので、宜野湾市としては、もっともっと啓発というのをやっていかななくてはいけ

ないのではと思います。

先ほど少し述べたのですが、新電力会社、先日たまたま僕はNHKのニュースを見ていたときに現在の物価高だったり、資源不足とか、LNGとかだと思えるのですけれども、急に採算が取れなくなって新電力会社を使っていた方が、その電力会社を打ち切られるみたいなケースもあるというようなニュースがあって、やはりどうしても不安という、本当にこのまま使い続けられるのかなという不安はどうしてもあると思うのです、まだ歴史が浅いので。そういった辺りって、どう払拭というか、どう選んでいけばいいのかという、何かアドバイスとかあればお願いします。

○**桃原朗 委員長** 玉栄参考人。

○**玉栄章宏 参考人** 宮城議員は、まさに相当勉強されておられるなという印象なのですが、確かに2016年から家庭の電力自由化が入りました。6年たちました。私も沖縄電力から離れた県内第1号です。2016年4月1日、ある電力会社に切り替えて第1号、表には出ませんが、そういう中で、今の御質疑、まさかこんな時代が来るとは思わなかった。

この新電力企業のどうのというのは、経産省の設計に基づいてつくっているのです。例えば今、沖縄電力と契約していました、この会社に切り替えました。この会社が倒産したらどうなるのですかという不安がよくあります。倒産しても電気は沖縄の系統からつながれるのですから、電気が消えることはないのです。沖縄電力が停電しない限り電気は切れませんのですけれども、この会社と契約して安く買っていたのに、この会社が倒産したらどうなるのですかというのは当然あります。

そのときに経産省は、3者契約ということで、この会社が倒産したときは自動的に北海道電力、東電に戻るような3者契約というのを結んでいるのです。結んでいるのだけれども、どもなのです。今の例は、関西電力あたりでは起こるのですね。ちっちゃな電力会社が値下げしたのに、この会社が、契約はもう駄目ですと言われたら、関電がそれを引き取るのかと。その引き取る、引き取らないも、ちょっと不十分さがあるようで、問題を醸しているわけです。

これはやはり経済産業省が設計の段階で至らなかったところなのかもしれませんが、そこは早急に是正せんとはいけませんけれども、これは沖縄に影響があるかという話ですけれども、本土の新電力というのは、30分に1回ぐらい株を売買するように新電力企業は市場から電気を買ったり、売ったり供給しています。株みたいに。しかし、沖縄は鹿児島から沖縄に送電線が繋がれていないので、この電気を自由に売り買いするという制度は沖縄にはないのです。この制度にのって自動的に入札価格が上がってきているから新電力は苦しくなっています。沖縄には、その制度がないです。自動的に上がる制度はないので、現時点でも沖縄の新電力は踏みとどまっています。

ただし、親会社が本土にあるような企業は経営が厳しくなるので、そこで、新規の受付はしていないけれども、今契約しているのは、しっかり契約していると。沖縄に単独にあるような企業ありますね。沖ガスさんとか、コープさんとか、そこはちょっと持ちこたえていると聞いております。以上でございます。

○**宮城政司 委員** ありがとうございます。以上です。

○**桃原朗 委員長** 他に質疑のある方。平良眞一委員。

○**平良眞一 委員** たくさんの資料、ありがとうございます。今回の陳情の趣旨、そして理由等は、今のお話で大体理解をいたしました。

基本的なことをお聞きしたいのですけれども、沖縄県中小企業家同友会、環境委員会という組織、組織はどのような組織なのか。そして、どういった方々がメンバーなのか。それはいつ頃から活動をし始めたのか、ちょっと基本的なことなのですけれども、教えていただきたいのですが。

○**桃原朗 委員長** 玉栄参考人。

○**玉栄章宏 参考人** 沖縄県中小企業家同友会という経済団体とか、団体中央会とか、組合のよく団体が出てまいります、うちの同友会というのは、小さな方、もちろん大きな企業もありますよ。大企業ではない、中小企業にランクされる企業の社長の集まりですけれども、1,300社ぐらいの登録が今あります。大きい団体です。その中には、ホテル業、観光業、建設業、環境IT、いろいろな業者がいるわけです。その全体的な行動もやりますけれども、その業種ごとに委員会を持っているのです。今、5つの委員会があるのです。観光委員会、建設委員会、IT委員会、環境委員会、もう一つ、ちょっとど忘れしましたが、最近6次産業化委員会というのができました。このそれぞれの委員会は1か月に1回ぐらい、自分たちの仲間と定期的な会議をしまして、環境委員会は、私、委員長を今も務めたりして議論していますけれども、少ないですね、30社ぐらいしか委員会に入っていないです。

この委員会というのは、大体はリサイクルの関係の企業が多いです。収集運搬業とか、ごみを集める企業とか、中に私みたいな小さなコンサルの企業とかもありますけれども、そういう環境の仲間が、やはり話し合っ、よく連携して、県にも要請しようとか、1年に1回、中小企業家同友会は政策要望提言ということで、県にも要請をし、県の環境部局とも意見交換しています。そういう1か月に1回は定期的に集まっている委員会だということで、御理解いただければと思います。

○**桃原朗 委員長** 平良眞一委員。

○**平良眞一 委員** 私も勉強不足で、どのような活動をされているのかわからなかったのですから、今お聞きしたのですけれども、今回は宜野湾市のほうに陳情されておりますけれども、沖縄県内の、沖縄県全体の市町村、どの程度の市町村に陳情を出されたのか。行政のほうにも陳情を出されたのか、ちょっとお聞きしたいのですけれども。

○**桃原朗 委員長** 玉栄参考人。

○**玉栄章宏 参考人** 私は、新聞にいろいろなものを書くだけではなくて、もうそろそろ行動せんといかんって、去年から正直思ひまして、去年の9月の県議会の定例議会に、私が所属している3つの団体から3つの陳情で、それぞれに5件ぐらいのテーマを、ソフト面、ハード面を入れまして、15件の陳情を県議会に出しました。それを県議会は3か月に1回、毎回、毎回この委員会で私の陳情案件を検討しています。その一環が、先ほどの電力自由化の実績につながっていったのです、競争入札に。そういうような、ただこの陳情を採択するとかということろまではいっていません。実施に入っています。

では、ほかの市町村はどうなっているかといいますと、私は9月に県に出した後に、12月から市町村議会に陳情しようと思ったのです。お膝元のうるま市、沖縄市、那覇市議会、そういうことに、まずは12月に陳情したのです。その後、2月から陳情が受け付けられる期間があるではないですか。間に合いそうなところに一気にしようということで、今年の2月から宜野湾に行って、その後糸満に行って、豊見城に行って、3つに出したのです。議会基本条例をつくっているところは、私を呼んでいただくという、この3つやっているわけですけれども、では町村議会はどうしようかと思って、今度の6月定例議会にネットで見たら間に合

いそうだったので、陳情が出せる、やんばるに行きました。今帰仁村議会、大宜味村議会、そのぐらい今実施中でございます。

ですから、6か所、7か所ぐらいには極力今と似たような内容の陳情を行っているという状況です。まだまだ道半ばですが、極力今みたいなものにやっていきたいと。ちょっと陳情が出ると、議員の皆さんは真剣に勉強なさるので、僕も備えて宜野湾に当てはまるような内容を調べてこないといかんじゃないですか。さっきのジムキ文明堂も一緒ですよ。そういうようないい勉強にも、逆になるのではないかと。以上でございます。

○**桃原朗 委員長** 平良眞一委員。

○**平良眞一 委員** 同時に行政のほうにもされているのですか。

○**桃原朗 委員長** 玉栄参考人。

○**玉栄章宏 参考人** 行政のほうは大切です。私が陳情を出して、議員だけが勉強して行政がついてこなければ困りますね。そのために、まず県議会に9月に出したときに、私は出す前に県の環境部局と商工労働局の班長を8名集めて1時間、意見交換をしました。こんな陳情を出しますから、お互いに勉強しようねとやった上で陳情を出しました。

だから、質疑とかがスムーズにいています。これは大切かなと思っていますけれども、市町村議会の中で、そこまでできたかというのは、期限がぎりぎりだったものだから、唯一やったのは、那覇市とはやりました。那覇は、やはりずうたいが大きいし、行政母体もしっかりあるから、那覇はいろいろ勉強もした上で、那覇市議会に呼ばれてですよ、陳情の前にですよ、那覇市議会議員10名集まって勉強会もした上で陳情を出しました。

皆さんは、宜野湾のほうは、私は宜野湾の環境対策課あたりは、よく出向いて意見交換をするので、宜野湾は、行政としては、私は少し入っているほうです。今帰仁とか、大宜味だって本当はやらないといけませんけれども、そこは大切なことではないかなと思っています。

○**平良眞一 委員** 以上です。

○**桃原朗 委員長** ほかに。知名康司委員。

○**知名康司 委員** 非常に参考になってありがとうございます。先ほどからZEBということで、公共施設ZEBの話はいろいろとされているのですけれども、ZEHの部分への内容が、まだ少ないのかなと。その辺についてはどうなのですか。

○**桃原朗 委員長** 玉栄参考人。

○**玉栄章宏 参考人** タイミングはよかったですけれども、私が糸満の陳情の参考人招致を受ける前の日ですけれども、6月ですね、ちょっと待ってくださいね。

大変タイムリーに新聞が出ましたので、PRしておきますと、6月14日の沖縄タイムスと琉球新報に両方出ました。また、沖縄タイムスが大きく取り上げていまして、経済面に、新築住宅に省エネの義務化します。改正関連法案が成立しました。自治体不適合は是正命令ができるようになりましたということで、建築基準法の改正が行われて、国土交通省です。ちょっと読んでみましょうね、入りのところだけ。

新築住宅の省エネ義務化を柱とする改正関連法が6月13日、参議院本会議で全会一致により可決成立した。着工前に、その住宅の構造を調べる建築確認審査の際、断熱性能や空調、照明などのエネルギー消費が標準

に適合しているかどうかを判定する。未達成なら自治体が是正を命じる。義務化は2025年、3年後からの見込みで、施行日は政令で定める。法律はですね、2025年にもう施行されるわけです。

個人の新築の住宅には、もうこういうことをしないと、日本はCO₂大変だよという義務化が出てきたと。もちろん、これはやるからには補助金がつきますので、先ほどの大山の、僕がジムキ文明堂の話をしたではないですか。4階建てのビルディングですよ。あれの半分ぐらいの住宅を建てる人はいるではないですか。聞いたら、沖縄の人が設計、建築しているのですよ、私が知っている企業でした。ということは、その人たちは、この法律も知って、補助金をもらう手だても全部知ってやっているではないですか。

だから、今後は、この法律の中身をよく知る設計会社ですね、そこを集中的に沖縄県の土建部は育てていく、市町村にも、またそれをPRする、皆さん方も宜野湾市の設計屋は、こういうことができる企業だとか、そういうことが必要ではないか。法律が義務化されてきているというのがZEHでございます。ZEBも一緒ですよ。以上でございます。

○**桃原朗 委員長** 知名康司委員。

○**知名康司 委員** では、2025年からは、新築に関しては適用されると。改築とかも対象になってくるのですか。

○**玉栄章宏 参考人** 改築ですね、一緒です。改築も書かれています。改築も、その家が、例えば20年たったと。ちょっと改築しましょうと。では、いい機器を入れたいのだけれどもといたら、改築のほうもあります、補助金が。

○**知名康司 委員** 分かりました。ありがとうございました。

○**桃原朗 委員長** 知名康司委員、よろしいですか。

○**知名康司 委員** はい。

○**桃原朗 委員長** 知念秀明委員。

○**知念秀明 委員** ありがとうございます。ちょっとまとめて話を聞かせていただくのですけれども、沖縄電力と新電力の会社が公共施設の入札に入って、CO₂を削減して、お互いに努力をして、電気料も安くしていきましょう、そういう考えでよろしいでしょうか。

○**桃原朗 委員長** 玉栄参考人。

○**玉栄章宏 参考人** 電力を競って入札する企業が、やはり沖電も先々2050年、ゼロを目指しましょうと公表していますし、新電力もそれに向かわないと生き残れないというのは分かっていますから、今その前提のところは、その両企業が考えて、でき得る範囲内のコストは下げて適用すると、これが基本ではないかなと思っております。以上です。

○**知念秀明 委員** 以上です。

○**桃原朗 委員長** 上里広幸委員。

○**上里広幸 委員** 1点だけお願いいたします。先ほど知名委員からもあったのですけれども、私たち、この陳情の内容を拝見して、ZEHの部分で意見をお伺いしたい。

市民への普及啓発をお願いしたいと陳情にあるのですけれども、それをするために我々も勉強していくのですけれども、ZEHを行って、新築でも、中古物件でも、改築でも、やる際に補助金が下りると、経産省、国交省とか、あると思うのですけれども、それを宜野湾、県ではなくて、私たち本市のことを考えてみると、

技術者が建築設計士以外の資格も必要になってくるのではないかなと考えるのです、専門的なことなので。そこら辺について同友会の皆さん方も勉強会をしていると思うのですけれども、その辺についてお伺いいたします。

○**桃原朗 委員長** 玉栄参考人。

○**玉栄章宏 参考人** 中小企業家同友会の環境委員会が、今言ったレベルなのかということ、正直そういうレベルにはないのです。どちらかということ、設計屋とか、専門家ではないのです。私らも、そういう建築、設計の専門家ではないのです。

これはどうしたほうがいいのかとなったときに、私は県に、このZEH、ZEBの陳情もしていますので、県に。県の部局は、委員会にどこが出てくるかということ、土建部の住宅課とかが議員から質疑を受けるわけです。彼らは専門家ですよ。そうなったときに私は、彼らにやっぱり要望することは、例えばこんな法律が出ました。普及啓発せんといけないと市町村議会で言っている。県は、どういうことをしてくれるのですかって、例えば宜野湾市が真っ先に、これをもっとレベルを上げて勉強したいと、例えばそういうお気持ちがあったら、県の土建部の住宅課のほうが、もっと勉強せんといかんでしょう。

ただ、宜野湾市で、市民対象でもいいし、設計事務所を対象にした勉強会を開きたいのだけれども、宜野湾市で開いてくれませんか、沖縄県さんといったら、沖縄県は設計士は設計士に合うような専門家を招聘してやるでしょうし、市民は市民に合ったような補助金のもらい方のものとか、この辺のところは県は積極的になってくると思います。その働きかけをしたら、宜野湾市は一生懸命働いてきたから我々はやらんといかんって、県もその気にさせるというお話は、大変いいことだと思います。

我々は、ZEBのほうに、私は一般社団法人の理事をしているのです。だから、3つの団体って提案したのは、このZEB、ZEHについては、一般社団法人、どこどこから県議会に出した。それと、中小企業家同友会から出した。もう一つは、地球温暖化対策協議事務局長をしていますから、そこから県に出したのですけれども、今の内容の、これのところについては、やはりさっき言ったような県のお力をいただきながら、我々は一般社団法人ですと、沖縄市で4、5年前にZEBの専門家を、省エネルギー財団を呼んできて、そして専門家を呼んできて、沖縄市の交流センターというところで、ZEBの担当の説明会を開いて、設計屋さんを中心に呼びました。そういうようなことの努力もしますけれども、やはり県を挙げて、市町村を挙げてといったときには、県に働きかけたほうが良いと思います。

○**桃原朗 委員長** 上里広幸委員。

○**上里広幸 委員** ありがとうございます。私が今、質疑したのはZEH、市民の方に周知していくときに、私たちは市内業者を優先的に使っていくのですけれども、そこで設置する際に技術の差で、格差が出てこないかなというの少し懸念があるのです。この技術者が限定されていかないかなということもあるのですけれども、その辺中小企業家同友会の皆さんは、いろいろな業者がいると思うので、技術の格差を勉強会等で上げていく必要があると思ってやっていると思うのですけれども、そういった取組は、どういった取組をなさっているのかなというのをお聞かせください。

○**桃原朗 委員長** 玉栄参考人。

○**玉栄章宏 参考人** さっきの我々の委員会が4つあるという話で、私は環境の委員会です。建設委員会というのもあります。これは中小の建設委員会の方々の集まりがあるのです。今の御意見は、こういう話が出

ましたよと。こんな問題になっているけれども、建設委員会としては、今のそれぞれの会社の研修会だとか、レベルとか、差が出たらいけないのではないですかと。技術を持っている会社はどんどん伸びるけれども、ついていけないところは実施できないのではないかと、こういうお話もあるので、それはやはり建設委員会の皆さん、こういう意見もありましたよということを私は伝えて、建設委員会で検討してもらおう。その状況になってきても、やはり県のお力添えをいただかないといけないかもしれませんので、建設委員会のほうから県の政策をするときに、そういう研修会をやりたいので、そういうことをしたいという要望、提言を上げていって、平準化とか、落ちこぼれが出ないようにとか、やらなければいけないのではないかと、そういう感じは受けております。ありがとうございました。

○**桃原朗 委員長** 上里広幸委員。

○**上里広幸 委員** ありがとうございます。以上です。

○**桃原朗 委員長** よろしいですか。

(「はい」という者あり)

○**桃原朗 委員長** それでは、本日参考人として玉栄参考人に説明を受けていただきました。今日は本当にありがとうございました。

○**玉栄章宏 参考人** 私は、もちろん那覇市2回、豊見城、そして昨日、糸満、初めて宜野湾市議会にこうして呼んでいただいて、機会をいただいたことに大変感謝を申し上げます。宜野湾でのデビュー戦でもありましたが、活発な御質問、討議ができてうれしく、今後ともどうぞよろしく願いいたします。ありがとうございました。

○**桃原朗 委員長** ありがとうございました。

○**桃原朗 委員長** 休憩いたします。(午後3時10分)

○**桃原朗 委員長** 再開いたします。(午後3時12分)

○**桃原朗 委員長** 審査中の陳情第82号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○**桃原朗 委員長** 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○**桃原朗 委員長** 休憩いたします。(午後3時12分)

○**桃原朗 委員長** 再開いたします。(午後3時25分)

【議題】

陳情第85号 国民の祝日「海の日」を7月20日に固定化する意見書の提出を求める陳情

○**桃原朗 委員長** 次に、陳情第85号 国民の祝日「海の日」を7月20日に固定化する意見書の提出を求める陳情を議題といたします。

本件に対する質疑を許します。

(何事かいう者あり)

○**桃原朗 委員長** 今回の陳情第85号の要旨は、現在7月の第3月曜日とされている国民の祝日「海の日」の制定趣旨等に鑑み、当初の7月20日に固定化することを求める意見書を本市議会より内閣総理大臣宛てに提出していただきたいという内容になっております。

同陳情の審議に当たっては、市の所管課がなく、陳情者に対し、委員会への出席を求めることも困難な状況であります。その状況を踏まえて、陳情と意見書の取扱いについて審査を進めていただきたいと思っております。

県内他市の審査状況の説明を事務局よりお願いをいたします。

○**事務局** すみません。陳情第85号について、県内、自分たちところ以外の10市に届いていないかなということで、昨日、電話で取り急ぎ調査させていただいたのですが、今、沖縄市が、まだ取扱いが決まっていない状況だったのですが、昨日の時点で、なので、今日の朝、時間があるとき電話しようかなと思っていたのですが、ちょっとできなくて、沖縄市は、取りあえず今、配布止まり、陳情に上げるか、どちらか決める前ということをやっていたので、ちょっと空けています。

那覇市のほうは、今回委員会にもう既に付託された後に、委員会審査をやったみたいなのですが、継続審査ということなんです。

浦添市のほうは、委員会付託するということまでは決まったのですが、委員会が6月21日からということで、まだ審査していないという状況だったので、こちらはまだ答えが出ていない状況です。

豊見城、糸満、名護市が配布止まりということで、今回は陳情としての取扱いではなく、議員配布という取扱いになったみたいなので、意見書もないそうです。

次、南城市です。南城市も宜野湾市と同じく委員会審査中ということで、昨日電話にて確認した時点では、委員会はまだ終わっていないから、答えが出ていないということでした。

うるま市のほうは、配布止まりということで、意見書はなしとなっております。

宮古島市が、今回の委員会で審査している状況ということでした。

石垣市が配布止まりで、意見書なしになっています。

県内の状況は以上です。

○**桃原朗 委員長** それでは、御意見ありましたら、挙手にてお願いをいたします。知念秀明委員。

○**知念秀明 委員** この陳情第85号なのですが、7月20日に固定していただきたいということなのですが、7月20日に固定したらどうなっていくのか。あとは、ハッピーマンデー制度が、どうして3日間連続、3連休につながったのか。いろいろ調査しないといけないので、この件については、もう少し調査する必要があるのかなと思います。以上です。

(「異議なし。継続審査でいいと思います」という者あり)

○**桃原朗 委員長** ただいま知念秀明委員より、継続審査をしていただきたい旨の発言がございましたけれども、それでよろしいですか。

(「はい」という者あり)

○**桃原朗 委員長** 審査中の陳情第85号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○**桃原朗 委員長** 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○**桃原朗 委員長** 休憩いたします。(午後3時30分)

○**桃原朗 委員長** 再開いたします。(午後3時31分)

○**桃原朗 委員長** 本日の会議はこの程度にとどめ、次回の委員会は6月17日午前10時から会議を開きます。
本日はこれにて散会いたします。御苦勞さまでございました。

(散会時刻 午後3時31分)

総務常任委員会会議録

○開催年月日 令和4年6月17日（金） 2日目

午前10時00分 開議

午後 0時04分 閉会

○場 所 第3常任委員会室

○出席委員（10名）

委員長	桃原 朗	副委員長	知念 秀明
委員	平良 眞一	委員	知名 康司
委員	石川 慶	委員	平安座 武志
委員	桃原 功	委員	宮城 政司
委員	岸本 一徳	委員	上里 広幸

○説明員（9名）

総務部次長	多和田 眞満	人事課長	上地 章弘
契約検査課長	伊禮 理子	契約検査係長	比嘉 祐一
企画部次長	泉川 幹夫	財政課長	小橋 川陽介
市民経済部次長	新垣 育子	観光スポーツ課長	外間 理子
市民協働課長	伊佐 英人		

○議会事務局職員出席者 棚原 裕貴

○本日の委員会に付した事件及びその審査順序

議案第37号 令和4年度宜野湾市一般会計補正予算（第2号）

陳情第53号 「女性の人材育成」並びに「環境」についての陳情

陳情第84号 女性トイレの維持及びその安心安全の確保について

陳情第86号 入札及び契約制度価格の適正化等に関する陳情

陳情第30号 東アジア沖縄国際交流大学サッカー大会開催継続の支援について

陳情第34号 首里城再建のため台湾産桧材の輸出許可を求める陳情

陳情第35号 普天間基地の騒音消失の要請

陳情第40号 中華民国（台湾）の世界保健機関（WHO）等の国際組織への参加について

陳情第44号 宜野湾市男女共同参画推進条例についての陳情

陳情第47号 日本政府に対して、「日米地位協定の抜本的改定を求める意見書」を求める陳情

陳情第82号 公共施設のZEB導入、住宅のZEH導入と電力自由化促進に関する陳情

陳情第85号 国民の祝日「海の日」を7月20日に固定化する意見書の提出を求める陳情

請願第12号 「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律」の即時廃止と臨時的対応を求める請願

第444回宜野湾市議会定例会（総務常任委員会）

令和4年6月17日（金）第2日目

○**桃原朗 委員長** おはようございます。ただいまから総務常任委員会の第2日目の会議を開きます。

これより議事に入ります。

（開議時刻 午前10時00分）

【議題】

議案第37号 令和4年度宜野湾市一般会計補正予算（第2号）

○**桃原朗 委員長** 継続審査となっております議案第37号 令和4年度宜野湾市一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本件に対する質疑を許します。

本日は、さきの委員会で決定いたしましたとおり、次の事業について質疑を実施してまいりたいと思えます。1、琉球海炎祭支援事業、14ページ、以上1件について質疑を行うことに決定をいたしております。

それでは、質疑を行ってまいります。

質疑がありましたら、挙手にてお願いをいたします。上里広幸委員。

○**上里広幸 委員** よろしく申し上げます。資料をありがとうございます。質問の前に、改めてちょっと確認したいのですが、この琉球海炎祭そのものは、どのようなものであるのか、改めて説明をお願いいたします。

○**桃原朗 委員長** 市民経済部次長。

○**市民経済部次長** 琉球海炎祭につきましては、日本の夏の風物詩であります、花火、沖縄の音楽、文化、沖縄最大の一大エンターテインメントということで、日本有数の規模で開催されております。本市の観光振興のイベントとして、今回19回目のイベントとなっております。

今回の琉球海炎祭については、新型コロナ等もあって、なかなか大きく開催されることはできませんでしたが、今回の19回目ということで開催することとなりました。

○**桃原朗 委員長** 上里広幸委員。

○**上里広幸 委員** ありがとうございます。前々年度までは、名護市で開催してきましたよね。そのときまでは、宜野湾市としては300万円の計上を行っていて、令和4年度の予算は増額している、今回増額した理由、もう一度お願いします。

○**桃原朗 委員長** 市民経済部次長。

○**市民経済部次長** 前回まで300万円ということで支出をしてございましたけれども、今回市の60周年の周年祭ということもありまして、周年祭に合わせて、規模も縮小をせず開催するために予算を計上いたしました。

○**桃原朗 委員長** 上里広幸委員。

○**上里広幸 委員** ありがとうございます。この300万円から500万円に増額する際にも、新年度予算の中で、いろいろ審査等させてもらって、市民、また市の発展のために必要だなということで、予算も承認されて500万円が新年度予算に計上されていて、それが3月議会でしたね。4月、5月、6月で、この海炎祭開催日程を

確認します。

○**桃原朗 委員長** 市民経済部次長。

○**市民経済部次長** 今回19回目の開催につきましては、7月3日日曜日に開催いたします。

○**桃原朗 委員長** 上里広幸委員。

○**上里広幸 委員** 今、実際コロナ禍の中で、こういった状況というのが分かりながら、私たち4月に増額して、予算も承認しているのですけれども、この2か月で、さらに補正をかけて増額の500万円、総額1,000万円を補助していますよね。この理由をもう一度お願いいたします。コロナ禍でなかなか集客が見込めないということは3か月前からでも把握できていて、それで新年度予算でいろいろ審議した、必要だね、見込みも少ないよということで、予算のほうを可決して、さらに同じ内容で補正をかけるとなると、この中身をもう少し、新年度の予算と同じ理由だと、さらに500万円という額、その補正理由をもう一度お願いいたします。

○**桃原朗 委員長** 市民経済部次長。

○**市民経済部次長** まず、このイベントが開催されるか否かというのも、コロナ禍の中で、かなり期間も短くて、開催するという決定の期間、決定から大体それまでの期間も短いタイトなスケジュールでした。その中で、これまでも答弁していますとおり、海外からの観光客が、これまで4,000名の観光客がいらっしやっていたのですけれども、その集客が見込めないということと、あとは一部屋内劇場の改修もあってその会場の中が狭くなるため、チケットの販売数も制限される形になっております。先ほど申し上げたとおり期間も短いということになったが、市はこのイベントの共催者として、一緒に共同で、しっかり責任を持って開催するという判断から、今回補正し、しっかりこの事業を維持していこう。次年度につなげたいという思いもあって、開催していく判断をしました。

○**桃原朗 委員長** 上里広幸委員。

○**上里広幸 委員** このお祭りを維持していくために必要だということで、皆さん行政として対応していただいたと思うのですけれども、この負担というのは、委員会全体で多分負担を抱えていると思うのです。同じように4月の段階では、本市だけではなくて、共催とする委員会として、4月の段階で、ちょっと厳しいと。その中で、委員会の中で、増額するような協議の方向だったと思うのです。

その中で、宜野湾市は500万円を負担していこうという協議というか、話し合いが行われたと思うのですけれども、この委員会の中で、宜野湾市以外にも負担していると思うのです。この負担割合とか、そういったものを吟味して、この額になったのかを確認したい。

なぜかという、私たちが500万円支出していく根拠というのが、なかなか見えない。説明では分かります。思いは分かるのですけれども、予算を支出していくための根拠が欲しい。まだすっきり落ちないところがあるのです。それをちょっと確認したい。守っていく、維持していくというのは理解します。だけれども、宜野湾市だけ負担しているのか、この委員会の中での負担額というか、割合があると思うのですけれども、その辺の整合性はどのようになっているのかというのをちょっと確認したい。

○**桃原朗 委員長** 市民経済部次長。

○**市民経済部次長** 今の御質問がありました、ほかの委員とか、そういった事業の割り振りがいいのかという御質問ですけれども、今回各委員に対しての割り振り等はございません。ただし、新たなスポンサー企業の獲得や、市内事業所への資金要請など、そういったものに各委員が動いて資金を集めている状況でござい

ます。

○**桃原朗 委員長** 上里広幸委員。

○**上里広幸 委員** ありがとうございます。クラウドファンディングとか、今なさっていて、1,000万円を目標としてクラウドファンディングとか行っているのは理解しています。

そこで、このコロナ禍において観光の面からすると、いろいろな催し物が、こういった厳しい状況というのは、市内各団体、委員会、催し物をする団体というのはあるのですけれども、実質的な負担金というのはどれくらいあるのですか。

○**桃原朗 委員長** 市民経済部次長。

○**市民経済部次長** 今、当初予算に上げています500万円の補助金に関しましては、一括交付金で対応しておりまして、そのうち80%が一括交付金、残り100万円が市の負担。決定されているのは、今この額になっておりまして、今回の500万円につきましてはスケジュールや内容などを確認しながら検討しました。

○**桃原朗 委員長** 上里広幸委員。

○**上里広幸 委員** 今回の定例会において審査終了後に決定していくと、はっきりとしたことは決定していくということで理解していいですか。

○**桃原朗 委員長** 市民経済部次長。

○**市民経済部次長** 今、計上している500万円につきましては、一括交付金の利用の申請はしておりますけれども、まだ確定ではありません。

○**桃原朗 委員長** 上里広幸委員。

○**上里広幸 委員** 分かりました。以上です。

○**桃原朗 委員長** 平安座武志委員。

○**平安座武志 委員** ただいま話がいろいろありましたけれども、やはり60周年記念祭もあるということと、あとコロナ禍の、今、国のほうでも様々な経済活動、あるいはイベント、催し物が開催されている中、沖縄では、市町村によって、祭り等もまだ中止している中、私は宜野湾市の方向性は正しいものだと私は思っていますので、ただやはり補正をかけて500万円やるのですから、それなりの費用対効果がどの程度あるのかというのを、ある程度把握してやらないと、我々は市民に説明できないわけです。その辺に関しては、どのように考えておられますか、お聞かせください。

○**桃原朗 委員長** 市民経済部次長。

○**市民経済部次長** 委員のおっしゃる中、本当に今、イベントが少ない中で、市民の意識というのですか、モチベーションを高めることも必要だと思います。ただ、集まってきたお客様による、市内事業者に対する経済効果とかもあるかとも思っています。

今回のイベントの目的は、やはり本土の観光客の誘客を復活させるということもありましたし、またコロナ等で犠牲になった方々への慰霊、鎮魂というのでしょうか、そういったものも含めて開催したいとおもいますので、私たちの目的は、4月、一番観光客が少ない期間でありますので、そこを盛り上げていくためにも開催していくと考えています。

○**桃原朗 委員長** 平安座武志委員。

○**平安座武志 委員** 分かりました。私は、これは必要な事業だと思っていまして、宜野湾市の発進もでき

る、外国人観光客も次年度からは引き込む予定だと、ある程度の経済効果はあるのだろうなと思っていますので、今後とも、この効果がどの程度あるのかも検討しながら、我々も市民に説明できるような検証もしていただきたいなと思っています。以上です。

○**桃原朗 委員長** ほかに。

(「進行」という者あり)

○**桃原朗 委員長** なければ進めてよろしいですか。

(「はい」という者あり)

○**桃原朗 委員長** 審査中の議案第37号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○**桃原朗 委員長** 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○**桃原朗 委員長** 休憩いたします。(午前10時15分)

○**桃原朗 委員長** 再開いたします。(午前10時23分)

陳情第53号 「女性の人材育成」並びに「環境」についての陳情

○**桃原朗 委員長** 次に、陳情第53号 「女性の人材育成」並びに「環境」についての陳情を議題といたします。

本件に対する質疑を許します。

今回の陳情第53号の趣旨は、記の箇所によると、一、各種審議会委員や管理職への積極的な女性登用について、さらなる取組の継続、一、女性の人材育成につながる研修の充実と活動を強化するための補助金を増額、一、男女共同参画支援センターふくふく及び人材育成交流センターめぶきの無線通信環境、Wi-Fiの整備の促進、一、情報通信機器(スマホやパソコン等)の使用をサポートする地域支援の仕組みとの内容となっております。

当陳情の審議に当たっては、当局より現在の状況及びその対応について伺い、その後に質疑を行ってまいります。

それでは、当局より現状と対応について説明をお願いいたします。市民経済部次長。

(執行部説明省略)

○**桃原朗 委員長** それでは、質疑のある方は挙手にてお願いをいたします。桃原功委員。

○**桃原功 委員** 細かく説明いただきまして、ありがとうございました。

少し確認したいのですが、次長の答弁で、6月2日に市長へ女団協から要請があったということでしたけれども、一番知りたいのは、その要請の中で、市長の答弁、答弁というかな、対応というのかな、要は4つの要請が出ていますよね。その辺の中身というのは、お話もできますか。女団協が6月2日に要請して、じかに市長が対応されたのですか。そのときの中身の協議というのを、ぜひお聞かせいただきたいなと思うのですが。

○**桃原朗 委員長** 市民協働課長。

○**市民協働課長** お答えいたします。ちょっと時間としても短かったところもあるのですが、表敬訪問ということも併せてありましたので、会長のほうから手交をいただいて、説明していただいたのですが、残りの時間は、8名ちょっといらしたと思うのですが、お一人お一人お話をさせていただきながら、表敬という形が主という形でおりました。

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** 要するに、この4つの要請についての市長の回答は、特になかったということよろしいですか。

○**桃原朗 委員長** 市民経済部次長。

○**市民経済部次長** 今、担当課長から説明したとおり、具体的な、この4点に対する、一つ一つの回答というものはございませんでしたけれども、ただ今後やはりデジタル化とか、SDGsとか、そういった観点から、やはりこういったものを推進していく必要があるというお話がありましたので、そこについては、担当課を含めて今後検討していきたいと回答しました。

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** 分かりました。では、この4つの要請事項を1つずつお尋ねしていきたいのですが、人事課長のほうで、管理職の比率が25%だという答えだったので、他10市との比較で管理職の比率というのは、宜野湾市は何%か、数字をお持ちですか。要は低いのか、高いのか、平均ぐらいなのか。

○**桃原朗 委員長** 人事課長。

○**人事課長** お答えします。今、手元に持っている資料は、令和2年4月1日現在のものなのですが、これは沖縄県が調査したものの資料なのですが、市町村における女性の登用状況についてというものがありました。

そこで、管理職の在職状況というところの欄がございまして、令和2年4月1日現在では、宜野湾市は22.1%でございました。これは11市の中では宜野湾市は2位になります。県全体でいきますと、4位、上から4番目。

○**桃原功 委員** 県全体、市町村で。

○**人事課長** はい。41市町村で4番目という形で、他市町村と比較して高い位置にあるのかなというふうに考えております。

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** 分かりました。ありがとうございました。

次に、補助金の件をお尋ねしたいのですが、18万円、ちょっと端数は覚えていませんけれども、18万円ぐらい補助されていると。県外の出張においては、5.9万円ぐらい補助しているということでしたけれども、この補助金の金額というのは、ずっと一定なのですか。それとも増額もあったのか、あるいは減額もあったのか、その流れというのを少しお答えできますか。

○**桃原朗 委員長** 市民協働課長。

○**市民協働課長** こちらの金額につきましては、平成27年度から同じ額ということで聞いております。

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** 2番目の補助金の増額という要望がありますよね、女団協の書面に。これでは何々が足り

ないから、もっと増やしてほしいと。具体的なことを言っていない。これは文書だけだと、女性の人材育成につながる研修の充実と活動を強化するための補助金の増額とあるのですけれども、こういった活動をしたかったので、もうちょっとこれぐらい、例えば18万円ではなくて20万円ぐらい出してほしいとか、具体的な詰めみたいなお話もあったのですか。今、平成27年からずっと同額ということですがけれども、多分毎年、毎年これは出されていて、増額のことは書かれていると思うのですけれども、そういう具体的な話もあったのでしょうか、協議の中で。

○**桃原朗 委員長** 市民経済部次長。

○**市民経済部次長** すみません。確認させていただきたいのですが、協議というのは、予算の増額、当時の当初予算に対する協議なのか、それとも要請に対する時の内容ということで理解していいのですか。

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** 議会にも例年のように出されていて、多分当局にも出されているわけですね。文書では補助金の増額としかないので、具体的に幾らぐらい、こういった活動をしたかったので、このぐらいぜひ増額してくれませんかとか、総額でこのぐらい補助してくれませんかとか、こういう具体的なお話もあったのかなと。ただ、いつも書面で、こういう増額という、ちょっと漠然とした要請になっているのかどうか、その辺をちょっと知りたいのですけれども。

○**桃原朗 委員長** 市民協働課長。

○**市民協働課長** 今年度のお話なのですけれども、まだ手交されてから時間も短いところもあって、まだ具体的なお話はできていません。今後また女団協の皆様と御相談しながら進めていきたいなと思っております。

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** この女団協は5つの団体ということを見ると、補助金というのは、5つの団体に均等配布するのですか。それとも女団協の事業で使用するとき18万円が入ってきて、組織の規模は多分大小あるはずだから、そういうお金の使い方というはどんなふうになっているのか、分かりますか。

○**桃原朗 委員長** 市民経済部次長。

○**市民経済部次長** 各団体への配分とかではなくて、女団協として派遣であったり、研修であったり、会議であったりというところの合計として支出されています。

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** 分かりました。あと1点だけ。3番目のふくふく及びめぶきの通信の環境の整備とあって、伊佐さんの答弁で、2台ルーターを寄贈されたということで、これでもWi-Fi環境の、通信の環境は整ったということでよろしいのでしょうか。それとも、まだルーター2台では弱いから、要は結局めぶきとふくふくで1台1台ということですね。その辺は、まださらに拡充していくということで、よろしいのでしょうか。拡充する予定はあるのでしょうか、めぶきとか、ふくふく。

○**桃原朗 委員長** 市民協働課長。

○**市民協働課長** ちょっとまだ本年度からのものなので、今ちょっと試行錯誤しながら使っている状況なのですけれども、やはり状況によって、たくさんつないだり、いろいろな状況が出てくるとは思うので、その辺りもちょっと見ながら進めて、セキュリティーの関係は必ず確認しながら進めていきたいなと思っております。

○**桃原功 委員** 頑張ってください。以上です。

○**桃原朗 委員長** ほかに質疑のある方。宮城政司委員。

○**宮城政司 委員** よろしくお願ひします。少し桃原委員と重なるのがあるかもしれないのですけれども、今、皆さんの御説明を伺うと、要請の内容は、基本的にもう満たしているというような考え方になっているのかなと思うのですけれども、女団協の方々は、昨年とほぼ同じような内容で要請しており、市の方ではできていると思っているけれども、女団協の方々は達していないと思っているから、継続して、このような要請をしてきている。その辺りの話合いはしっかりされていますか。

○**桃原朗 委員長** 市民協働課長。

○**市民協働課長** 女団協の皆さんは、月に1回ぐらいの会合等、ふくふくのほうであるのですけれども、毎回使うわけではなくて、女団協の何か会議であったり、イベントを行うときに、このWi-Fiを使いたいという意向があるようです。

ちょっと昨年度は使えなくて自前で調達したので、今年度またそういったケースがなくて、ちょっとまた今後そういった場合に備えて、女団協の皆さんと調整はしているところです。地域BWAのルーターが2台来ていますよというお話はしていて、またオンライン会議であったり、イベント等をするときに使うということになれば、こちらのほうで相談させていただきながら進めたいと考えています。

○**桃原朗 委員長** 宮城政司委員。

○**宮城政司 委員** ありがとうございます。僕が言っているのは、このWi-Fiの話だけではなくて、4つ要請がありますよね。それぞれが昨年度も同じような要請が来ていて、それぞれに対して女団協の皆さんとしっかり話合いして、当局としては、こういう状況でなっているけれども、どうですかという、コミュニケーションがちゃんと取れているのかなと思って、そこが取れていて、実際当局の説明に対して、すばらしいと思っていたら、もしかしたら、この要請はなかったかもしれないと思っているわけですね。そのようなコミュニケーションを取られていますか。

○**桃原朗 委員長** 市民経済部次長。

○**市民経済部次長** 4月に着任したばかりで、これからいろいろコミュニケーションを取っていききたいということでございますが、要請の際に地域BWA、こういった話をこちらから発進すると、ありがたいとか、その必要性、要請のときに令和4年度の事業として地域BWAの活用というのを私たちが発進したものですから、そこは達成できたねというお話はありましたので、そういった、進めていることと要求していることと、少しそごがある部分も中にはありますので、もうちょっと協議、コミュニケーションを取って、今の進捗具合とか、今後やるべき事業とか、ひとつひとつ意見交換を行って、今後やっていきたいなと思っています。

○**桃原朗 委員長** 宮城政司委員。

○**宮城政司 委員** ありがとうございます。地域BWAは、そのうちのひとつだと思うので、例えば女性の登用とか、先ほど課長が説明されたとおり、県内、かなりいいほうだよという実績というか、あるわけではないですか。そういった辺りの情報共有をしていると、もっともっと上を目指したいというふうな思いがあるかもしれないのですけれども、いい結果はいい結果でお伝えしてもいいのではないかなと思う。そういうトータルでのコミュニケーションというのは月一で取られているというふうに理解していいですか。

○**桃原朗 委員長** 市民経済部次長。

○**市民経済部次長** これまでは月に事業課、担当課と一緒に情報共有したり、いろいろ話をする機会があったのですが、コロナ禍ということで、ここ2年間、やはり人数制限等があつて当局の担当が入れない部分もあり、こういった要請のときであつたり、何か大きなイベントの場合に、そういった女性の登用率とか、あとは男女協働参画会議の場で、そういった要望を確認していました。

○**桃原朗 委員長** 宮城政司委員。

○**宮城政司 委員** もっと端的に、この要請に対しての話し合いは持たれる予定がありますか。

○**桃原朗 委員長** 市民協働課長。

○**市民協働課長** 今現段階でありますということではないのですが、今後また予算要求等も出てくると思いますので、トータルとしてコミュニケーションを取りながら、この内容についても、こちらからお話を聞いたり、あちらからもお話しをもらったり、そういったキャッチボールの中で進めていきたいと考えています。

○**桃原朗 委員長** 宮城政司委員。

○**宮城政司 委員** よろしく申し上げます。あと1点だけ。先ほどおっしゃっていた地域BWAは、多分昨年度ぐらいから整備のほうはできたかなと思っているのですが、実際ルーターの貸与もしていただいたということなのですが、その使い方とかを、恐らく女団協の方々に勉強してもらおうというよりは、行政側から説明してもらいたいと思っているのではないかなと思っていて、それが一番下のほうのデジタル化をサポートする仕組みという部分に、もしかするとつながっているのかなと思っています。恐らくそんなエキスパートの方がいらっしゃらない、いるかもしれないのですが、なので、そういった辺りをぜひ行政に支援していただきたいという話なのかなと思っております。

ほかの女性登用もそうですし、補助金の増額もそうなのですが、ぜひたくさんコミュニケーションを取っていただいて、より寄り添うような形で支援していただくようによろしくお願いします。以上です。

○**桃原朗 委員長** 岸本一徳委員。

○**岸本一徳 委員** 次長、2点確認をさせてください。昨年陳情を出したときの、この女団協の役員体制、今年のまた6月2日に要請ということで、当局に、議会のほうに出してきております。女団協の役員体制といますか、大体総会が毎年あつて、役員の改選等も行われるわけだけど、この体制は令和3年度と令和4年度、同じように見えるのですが、まだ実現をしていないからということで再度要請しているというふうに読み取れるのですが、そういう認識でよろしいのですか。

○**桃原朗 委員長** 市民経済部次長。

○**市民経済部次長** まず、役員の体制については、会長はそのまま、他の委員の皆様は少し変動がございました。

○**桃原朗 委員長** 岸本一徳委員。

○**岸本一徳 委員** 先ほど桃原委員のほうからも確認があつたと思いますけれども、要請が実現していないので、再度要請があると。ほぼほぼ中身は一緒なのですが、表現はちょっと違いますけれども、できれば先ほどあつたと思うのですが、回答というのですか、ここはできるけれども、ここはできないとか、そういう皆さんの人事も最近替わつたから対応できていないという話もありましたが、これはどんなふう

これまで市として、ここまでできるけれども、ここは今は検討する。すぐに対応できるもの、何年もかかって対応できるもの。様々な理由があると思いますが、そういう回答を出すようなことも、これまであったのか。今後そういうことをやる予定があるのかなのか、お伺いします。

○**桃原朗 委員長** 市民経済部次長。

○**市民経済部次長** 岸本委員おっしゃるように、ただもらいっ放しだけではなくて、そういったコミュニケーション、また回答の必要性というのを改めて感じているところではございます。これまであったかどうかというのは、少し調べてみないと分からないのですけれども、宮城委員からもあったように少しコミュニケーション不足の部分もあるかと思えます。

ただ、女性の登用とかですね、そこは維持ではなくて向上していくという、そのための要請かもしれませんし、審議会も3割の女性の登用があって、それを4割にしたいということですね、はごろもプランで私たちのほうも計画しております。その目標に向かって、もっとやってほしいという思いもあって、毎年同じような要望になっているかと思えます。今後またコミュニケーション、また回答も含めて、少し検討しながら進めてまいりたいとおもいます。

○**桃原朗 委員長** 岸本一徳委員。

○**岸本一徳 委員** 議会にも同じような陳情が来ているので、我々も責任があると思えますけれども、1番は、しかし市当局への部分が大きいのかなと思っておりますので、議会は直接こういう皆さんが議案なり、予算なりを提案してきて、はじめて議決、賛成に回ることができるわけですから、そういうふうなことを考えたときに、やはり市当局として女性団体協議会、女性の皆さんの、そういう御意見や要望ですから、そこはやはり真摯に対応すべきではないのかなというふうに思えますので、回答文書を出して、今すぐできること、できないことを、この辺は柔軟にやってよろしいのではないかなというふうに私は希望したいと思えますけれども、よろしく願いいたします。

○**桃原朗 委員長** 市民経済部次長。

○**市民経済部次長** 構成団体の皆さんに対しても、しっかり丁寧に説明しながら意見交換していきたいと思っています。

○**桃原朗 委員長** ほかにないですか。進めてよろしいですか。

(「進行」という者あり)

○**桃原朗 委員長** 審査中の陳情第53号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○**桃原朗 委員長** 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○**桃原朗 委員長** 休憩いたします。(午前10時55分)

○**桃原朗 委員長** 再開いたします。(午前11時05分)

【議題】

陳情第84号 女性トイレの維持及びその安心安全の確保について

○**桃原朗 委員長** 次に、陳情第84号 女性トイレの維持及びその安心安全の確保についてを議題といたします。

本件に対する質疑を許します。

今回の陳情第84号の趣旨は、事業所トイレにおける大原則である「男性用と女性用に区別して設けること」につき、今後ともこれを崩さないよう所管の厚生労働省に申し入れ、不特定多数が使うトイレでも女性トイレを維持し、女性の安心安全という権利法益を守るよう国に申し入れていただきたいとの内容になっております。

同陳情の審議に当たっては、当局より現在の状況及びその対応について伺い、その後質疑を行ってまいります。

それでは、当局より現状と対応について説明をお願いいたします。総務部次長。

(執行部説明省略)

○**桃原朗 委員長** 質疑がございましたら、挙手にてお願いを申し上げます。平安座武志委員。

○**平安座武志 委員** 質疑がないようですので、質疑させていただきますけれども、今、男性用、女性用は、本市でも公共施設等でも全て男女区別しているということなのですが、この陳情者の意見を読みますと、国のほうで様々な法律が今LGBT、要するに性的少数者と言われる方々の権利の法案とか、いろいろ出ているという中で、この意見書のほうの中にあるのですけれども、性自認という、要するに身体の性と心の性という新たなものが出てきて、性自認によるトイレの扱い方が心配されている。それを守ってほしいという、要するに体の性であるトイレをしっかりと使わせて、女性は、そこは安心して安全に使えるようにしていただきたいというふうに国に意見書を出してくれという案なのですけれども、今、性同一性障害、トランスジェンダーの方は、性別変更するには手術を受けてからでないと性別変更できない。

この意見書の中にもあるのですけれども、性自認という、この新たな概念の中で性別変更をせず、自分は女性だということで、女性トイレを使うこと、あるいは逆もあるかもしれませんが、そこを物すごく心配しているのですけれども、そういったことも今後国の方向性はどうか分かりませんが、本市に対して、その辺は、今はどのように扱っているのか。

要するに性自認に対するトイレの扱いというのはどのようになっているのか、まず聞きたいのと、今後は性自認に対するトイレ、今は男女共同のトイレを設置されているところもあるのですが、今後は、この方向性に持っていくお考えなのか、その辺ちょっと聞かせていただけますか。

○**桃原朗 委員長** 総務部次長。

○**総務部次長** 具体的な回答というのがないのですけれども、対応するに当たっては、抜本的なトイレ改修になるのかなど。今質問ございましたように性自認に対する、性自認の方に対するトイレの在り方については、今後とも、これは国からの法律的な対応なり、ものが示されましたら、これはまた施設を造る上で、どのような形で設置したほうがいいのかというのは問われてくるのかなど。

ただ、今この陳情の趣旨を見ますと、様々な考え方もおられるのかなど思っておりますので、その辺はしっかりと私たちも研究して対応していければなど思っておりますので、現時点において性自認の方に対する取組というか、トイレの在り方というのは、また議論したこともありませんし、今後こういうのが必要になってくるのかなど。

また、役所、公共の施設は、様々な方が利用するところでございますので、この辺のことについても多種多様な意見等が出てくるとは思いますけれども、それについてしっかりと調査研究もやっていかないといけないのかなと思っております。以上です。

○**桃原朗 委員長** 平安座武志委員。

○**平安座武志 委員** ぜひ調査研究はしていったほうがいいのではないかなと思います。今、性的少数者に対する様々な法案等出てくる、動きも活発化している中で、どんどん変化して可能性もありますし、ただこの陳情者の意見としては、女性の中には、やはりこの辺のことで、要するに性自認で女性トイレを使われることに恐怖を感じる方々も大多数いらっしゃるのかなとも思いますので、その辺はいろいろと調査しながら、アンケート等も取りながら勉強して、今後対応していただければなと思っております。以上です。

○**桃原朗 委員長** ほかに。

(「進行」という者あり)

○**桃原朗 委員長** なければ進めてよろしいですか。

(「はい」という者あり)

○**桃原朗 委員長** 審査中の陳情第84号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○**桃原朗 委員長** 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○**桃原朗 委員長** 休憩いたします。(午前11時11分)

○**桃原朗 委員長** 再開いたします。(午前11時14分)

【議題】

陳情第86号 入札及び契約制度価格の適正化等に関する陳情

○**桃原朗 委員長** 次に、陳情第86号 入札及び契約制度価格の適正化等に関する陳情を議題といたします。本件に対する質疑を許します。

今回の陳情第86号の趣旨は、1、契約形態を物品売買から製造請負に変更していただきたい。

2、最低制限価格制度を導入し、積算価格を適正化していただきたい。

3、沖縄県内中小印刷業者への優先発注と入札不適格業者を排除できる仕組みを導入していただきたい。

以上、3つの内容となっております。

同陳情の審議に当たっては、当局より現在の状況及びその対応について伺い、その後質疑を行ってまいります。

それでは、当局より現状と対応について説明をお願いいたします。契約検査課長。

(執行部説明省略)

○**桃原朗 委員長** 質疑がございましたら、挙手にてお願いをいたします。岸本一徳委員。

○**岸本一徳 委員** すみません。教えていただきたいのですが、1番目の物品売買から製造請負にというのは、宜野湾市は製造請負になっていますよという説明でよろしいのですか。

○**桃原朗 委員長** 契約検査課長。

○**契約検査課長** 本市においては、物品という扱いではなく、製造請負ということで、契約はしております。

○**桃原朗 委員長** 岸本一徳委員。

○**岸本一徳 委員** 2番目の最低制限価格制度の導入、県内でも、それは見受けられない。宜野湾市もそうではない。ダンピングという、そういう入札にはなっていないので、96%以上の落札率という説明だったのですけれども、これは可能性としては、宜野湾市の入札では、そういうことは、ほぼほぼ起こり得ないという認識でよろしいのでしょうか。

○**桃原朗 委員長** 契約検査課長。

○**契約検査課長** 現在のところは、過去3年分ぐらい、ちょっと実績を確認してみたのですが、不調になっているケースはないので、今の制度からすると、一番低い額が落札者になるのですけれども、落札率も96%以上ということで、担当課、事業発注部署からも安い金額だったので、製品が納期に間に合わないとか、製品が粗悪なものであったとかというような報告も受けていない状況もありますので、最低制限価格の制度を設定するには至っていない状況であります。

○**桃原朗 委員長** 岸本一徳委員。

○**岸本一徳 委員** 3番目の市内、準市内、県内というふうに分けるときの、いわゆる入札の指名なり、これは額によるのですか。それとも印刷物の種類とか、これまでの実績による、市内業者であれば、とてもではないけれども、印刷はできないとか、そういう判断によるものなのか、ちょっとそこら辺の説明をお願いしますか。

○**桃原朗 委員長** 契約検査課長。

○**契約検査課長** 印刷物の指名業者さんというのは、工事でしたら、格付等がございまして、例えばAからA、B、C、Dということで、発注の工事の額に応じて格付が区分されているのですが、この印刷物の業者さんについては、物品・役務の業者ということで登録していただいております、格付はございません。

市内に本社がある場合、あと県内に本社があって、市内に支店がある場合は準市内、県内に本店がある場合ということで、それ以外、県外ということで、区分が分かれておまして、今のところ、市内の業者さんは、ほぼ指名されております。残りの準市内の業者でもって各担当課のほうは指名しているというような状況であります。

○**桃原朗 委員長** 岸本一徳委員。

○**岸本一徳 委員** ありがとうございます。3番については、市外の業者の方々は参入できないという理解でよろしいのでしょうか。

○**桃原朗 委員長** 契約検査課長。

○**契約検査課長** 失礼しました。今、入札をしている案件では、市報ぎのわんと市議会だより、この2件が毎年入札される案件なのですが、こちらについては、市内とそれから準市内が指名業者となっておりますので、県内の業者までは指名されていないという認識であります。

○**岸本一徳 委員** 以上です。

○**桃原朗 委員長** ほかに質疑のある方。桃原功委員。

○**桃原功 委員** この陳情者は県内41市町村に、この陳情書を出しているということでよろしいでしょうか、

宜野湾だけではなくて。

○**桃原朗 委員長** 契約検査課長。

○**契約検査課長** 今ちょっとこちらで把握している部分については、県内10市、宜野湾市以外の10市は提出されているようです。ただ、町村と県外は、ちょっと承知しておりません。

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** 分かりました。先ほど市内、準市内、県内の区分けがありましたけれども、市内業者というのは、印刷業者は何社が登録されているのでしょうか。

○**桃原朗 委員長** 契約検査課長。

○**契約検査課長** 令和4年度時点で、本年度市内は5社でございます。

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** 思ったより少ないなと感じているのですけれども、市内印刷業者が全て登録されているのですか。されていない業者もあるのでしょうか、この5社というのは。

○**桃原朗 委員長** 契約検査課長。

○**契約検査課長** 個人の事業主というか、個人で経営されている方で、例えば小規模工事等の、そういったものに登録されている業者さんもいらっしゃると思うのですけれども、今回宜野湾市の入札に参加できる資格の申請ということで、登録されている会社数自体は5社になってございます。

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** では、父ちゃん、母ちゃん個人経営している印刷業者は含まれていないということでしょうか。

○**桃原朗 委員長** 契約検査課長。

○**契約検査課長** 恐らく個人でされている方は、登録はされていないです。

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** では、準市内の登録をすると、県内の、さっき市内と準市内と県内という区分けを聞いたのですけれども、準市内の数と県内の数、登録されている数を教えてください。

○**桃原朗 委員長** 契約検査課長。

○**契約検査課長** 準市内につきましては14社把握しております。県内については、すみません。結構多い数だったかと思しますので、具体的な数字は、ちょっと手元に持ち合わせていないのですけれども。

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** そうすると、せっかく入札にかけたのは市報と議会だよりというお答えでしたけれども、例えば議会だよりを例にとると、入札にかけるときには、市内にも、準市内にも県内にも全て案内するのですか、入札の案内というのは。

○**桃原朗 委員長** 契約検査課長。

○**契約検査課長** 議会だよりの印刷に当たっては、まず担当部署、議会事務局のほうになるのですが、こちらのほうが指名案ということで、市内、準市内というのを選んで、それで実際指名業者を第2審査会というところで審査するのですが、それで審査を経た後に指名入札という形になります。

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** ということは、自由競争入札ではなくて、皆さんで選定して、その選定したところに、審査会にかけて、合格だったら、その数だけで入札をするということですか。

○**桃原朗 委員長** 契約検査課長。

○**契約検査課長** 一般競争入札ではなくて、指名競争入札という形態を取って入札になりますので、原課のほうで、担当課のほうで指名案を提示いただいて、それを基に審査会で、この提案、指名業者が妥当かという審査をして、指名業者さんについては、審査会を経た後でしか通知はしていません。

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** 宜野湾市の議員の立場としては、いわゆる市内業者を、やはり活用してほしい、利用してほしいという希望はあるのですけれども、今の話からしたら、市内業者の5社が、その選定するという段階で外れる可能性もあるわけですか。

○**桃原朗 委員長** 契約検査課長。

○**契約検査課長** いまのところは、市内業者は5社、先ほどお伝えしたのですが、この5社のうち、こういった市報だったり、議会だよりだったりの仕様が、作成ができない、対応ができないというところ以外は、皆さん指名はされている状況であります。

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** 要は、偏った仕組みになっていなければいいと思っているのです。やはり公正に、公平の中でも、やはり市内優先というのは、ちゃんと意識として持っていただきたいなど。これは意識でさつさつするのではないけれども、やはり明文化されていると思うのですけれども、そういう文書は何かありますか。例えば市内業者を優先すると。例えば商工会辺りから印刷業だけでなく、市内業者の優先利用していただきとか、私たち議会へも、そういう言葉は発していますけれども、そうやって何か明文化できているのですか。それとも明文化はできないのですか。

○**桃原朗 委員長** 契約検査課長。

○**契約検査課長** 本市の市内業者優先についての考え方なのですが、印刷業務全般、工事も含めてなのですが、全般的に市の政策として行っていることもあるのですが、市民経済部のほうで中小企業振興条例ですかね、その条例の中で市内業者を優先して発注するよというということで、条例化もされております。市内でできる業務については、市内を優先して発注する、指名するというふうな流れでございます。印刷に限らず、市内業者優先というのを前提に指名はしているところであります。

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** 先ほど入札にかかる案件は、市報と議会だよりの2つというお答えだったのですが、少ないなという印象、印刷物はたくさんありますよね。部ごと、あるいは課ごと、係ごとあるかもしれない。工事契約とか、それは除いて印刷に係るものは、この市報と議会だより以外は、各部課に任せているわけですか。

○**桃原朗 委員長** 契約検査課長。

○**契約検査課長** 印刷は、この2件が入札になるのですが、130万円以下の、ちょっと待ってください。

失礼しました。印刷製本費については、財務規則上で少額の契約ですね、130万円未満については、入札ではなくて随意契約ができるということで、規則上、制度としてありますので、それを随意契約でもって各課、

例えば納付書だったり、ちょっとしたパンフレットの印刷だったりというのは、各担当部署のほうで少額な印刷物ということで、見積り等を徴して随意契約しているような状況であります。

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** この書面の、陳情書の3番の入札参加資格についての一番最後の行で、入札不適格業者というくだりがあるのだけれども、この陳情者が言う入札不適格業者というのは、どういったものを差すのでしょうか。

○**桃原朗 委員長** 契約検査課長。

○**契約検査課長** 不適格業者につきましては、入札をするという段階で、私たちは事前に業者さんから経営状況とか、それから社会保険に加入しているとか、そういったものを提出していただいて、その審査を経た後でないと、先ほど言った5社登録があると言いましたけれども、その登録ができないという状況になっております。

入札の指名業者さんについては、宜野湾市の、そういった資格の審査を経ていきますので、その辺は、そういった業者さんがはじかれるという形になるのですが、随意契約については、各課のほうで、これまでの実績等を勘案して、恐らく契約していると思いますので、その辺りがはじかれているかどうかという審査は、ちょっと分かりかねる状況であります。

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** この入札不適格業者とは別なのではすけれども、例えば超大手ってあるではないですか。凸版だったり、あるいは今ネットを使つての格安印刷というのがあるではないですか。あるのですけれども、そういった業者等はやはりここには入ってこれない仕組みになっているのですか。それとも条件を満たせば、例えば凸版印刷さんが、大手が宜野湾支店をつくれれば準市内という位置づけになるのでしょうか。

○**桃原朗 委員長** 契約検査課長。

○**契約検査課長** 業者については、大手でなくても、小さい業者、個人業者であっても、こちらの資格を満たしている業者であれば登録はできますし、市内に本社があったり、支店があったりすると、準市内という登録になります。

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** そうすると、さっきの準市内というランクの中に、そういう超大手の業者さんっていらっしやるのですか。会社名は言わなくてもいいのですけれども、あるなしで、もし分かれば。

○**桃原朗 委員長** 契約検査課長。

○**契約検査課長** 今のところ、大手の凸版さんとか、そういった業者は準市内での登録はありません。

○**桃原功 委員** 以上です。

○**桃原朗 委員長** ほかに。平安座武志委員。

○**平安座武志 委員** 1点だけちょっと教えていただけますか。印刷物に関しては、最低制限価格制度をのせていない、他市町村もやっていないと先ほどお話がありましたけれども、今、宜野湾市は物品に関しては最低制限価格を設定していないのではないかと思いますのですが、他市町村も物品に関しては、全て最低制限価格制度を使っていないのかどうかをまず聞きたいのですけれども。

○**桃原朗 委員長** 契約検査課長。

○**契約検査課長** まず、最低制限価格を設定する基本的根拠というのがありまして、地方自治法上の部分になるのですが、工事または製造その他についての請負の契約を締結しようとする場合において、あらかじめ最低制限価格を設けてということになっておりますので、こちらに物品の購入は当たらないので、設けてはおりません。

○**桃原朗 委員長** 平安座武志委員。

○**平安座武志 委員** 法律はいいとして、物品は設けていないということで、ダンピングは、あまり印刷物に関しては見られないと言いましたけれども、物品に対しても同じ認識ですか。ダンピングと思われるような事例というのは見受けられないというような認識でよろしいですか。

○**桃原朗 委員長** 契約検査課長。

○**契約検査課長** 物品等については、今のところ不当に低い価格での落札で、粗悪品だったとかというようなことは把握しておりません。

○**桃原朗 委員長** 平安座武志委員。

○**平安座武志 委員** 把握していないということは、ないということで認識しますけれども、そもそもがちょっと分からないのですが、ダンピングと思われるというのは、安価な金額というのは、例えば予定価格が1億円の物品だったとした場合、どれぐらい安価な価格で落札するとダンピングになるのですか。例えば1億円の予定価格があります。9,000万円で落札しております。ただ、ほかのところとは、開きが1,000万円、1,500万円、2,000万円の開きがあるというのはダンピングの疑いがあるのかどうなのか、その辺は許容範囲なのかどうなのかというのをちょっと知りたいのですけれども、ダンピングというのが、予定価格のどれぐらいから安くなればダンピングと思われるのかなど。

○**桃原朗 委員長** 契約検査課長。

○**契約検査課長** ダンピングについては、例えば基準的なものというのが、何%だったらということの基準というのは明確にはないものと認識しております。ダンピング制度にあたっては恐らく1円入札とか、そういったものが社会的な問題になっているものが、著しく低い金額で工事とか、そういったもの、請負するような業者さんが出てきたという意図もあって、それで最低制限価格、品質を、業務の請負に当たって、最低ラインとして、工事とかなのですけれども、この金額は維持しないと品質が確保できないというのを設けるために最低制限価格を設けているということで、理解はしております。

○**桃原朗 委員長** 平安座武志委員。

○**平安座武志 委員** すみません。私ちょっと勉強中だったものですから、確認させていただきましたけれども、ある意味、最低制限価格というのは、著しく低い金額、粗悪なものとかを納品させないために設定するのかなと思うのですけれども、物、物品って大体相場、予定価格で分かるではないですか。それよりどれぐらい低くなればそれが疑われるのかなど。何かあったわけではないのですけれども、1,000万円、2,000万円開いている予定価格より安く落札しているというのは、宜野湾市の中でも物品等では何件か見受けられたもので、最高入札者と最低入札者の開きが大きいのも結構あったもので、この辺がちょっと知りたかったので。本当は適正な価格を設定して、最低制限価格を設定してやったほうが、いろいろな業者さんもやりやすいのかなど。宜野湾市からすれば、行政からすれば、それを設けず安く落札してもらったほうが助かるかもしれないのですけれども、様々な業者からしたらやっぱり最低制限価格制度というのは、ある程度必要、物

品等に対しては、私は必要なのではないかと。すみません。勉強不足なのですけれども、思っているもので、ちょっと確認させていただきました。その件はどう思いますか。

○**桃原朗 委員長** 契約検査課長。

○**契約検査課長** 物品等については、法的には最低制限価格は必要ないという認識なのですが、例えば今後各団体等の意見とか、あとは実際に今までは、ちょっと予定価格より開きがあった額で落札している業者さんでも品質等は確保されているというような現状はあるのですが、またそういった事例でなくなることも、もしかしたらあるかもしれないということを踏まえて、県外、県内も含めて、そういった設定されているかどうかも含めて調査研究はしてみたいなと思います。

○**桃原朗 委員長** 平安座武志委員。

○**平安座武志 委員** ありがとうございます。調査研究は、ぜひやっていただきたいなと。こういう声が上がるということは、そういうことが現実的に起こっていると思われる事例があるということですので、現に私も予定価格より落札価格の開きが大きい物品等を見たことがありますから、その辺はしっかり調査研究していただいて、やっていただきたいなと思います。以上です。

○**桃原朗 委員長** ほかに。知名康司委員。

○**知名康司 委員** これは沖縄県印刷工業組合からの陳情ということで、少し確認させてください。本市の状況も踏まえて、まず1番の契約形態は物品売買から製造請負ということで、説明の中では、宜野湾市は製造請負になっているということでの説明でしたよね。

○**桃原朗 委員長** 契約検査課長。

○**契約検査課長** 製造請負としての取扱いをしております。

○**桃原朗 委員長** 知名康司委員。

○**知名康司 委員** あとは、2番もあるのですけれども、3番の入札参加資格についての、説明の中では、地元優先は当然やられていると思うのですけれども、優先発注、市内には5社の事業所がありますよね。今、議会だよりと市報の2つでやっているという説明がありましたけれども、これは5社の中で回るといって、そういうふうになるのですか、どんな優先発注の方法なのか。

○**桃原朗 委員長** 契約検査課長。

○**契約検査課長** 指名の、まず状況なのですが、昨年、議会だよりでしたら、13社指名しています。そのうちの4社は市内の業者になります。残りは準市内です。

○**桃原朗 委員長** 知名康司委員。

○**知名康司 委員** ちょっと間違った受け方をしてしまいましたが、13社でもって議会だよりは受けている。決まったのが……。優先発注の件は全然関係ないのですか。市内優先は。

○**桃原朗 委員長** 契約検査課長。

○**契約検査課長** 今、まず市内の5社のうち4社は指名しています。残りの9社は準市内の業者となっているということで、この13社の中で入札をして1社、一番低い額の方が落札ということになるのですが、市内業者優先ということで、市内または準市内ということで指名しているのですが、入札の段階で、指名については、おおむね5社以上指名するものということで規定がございまして、市内だと、今は4社になってしまうので、それ以上の業者さんを各課検討していただいて、準市内も含めて13社で入札を行っているというよ

うな状況でございます。

○**桃原朗 委員長** 知名康司委員。

○**知名康司 委員** では、市報がそうであれば、議会だよりも大体似たようなかたちですか。

○**桃原朗 委員長** 契約検査課長。

○**契約検査課長** 先ほどは議会だよりの件だったのですけれども、13社ですね、去年、指名。市報は、昨年だと12社指名しております。

○**桃原朗 委員長** 知名康司委員。

○**知名康司 委員** 以上です。

○**桃原朗 委員長** なければ進めてよろしいですか。

(「はい」という者あり)

○**桃原朗 委員長** 審査中の陳情第86号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○**桃原朗 委員長** 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○**桃原朗 委員長** 休憩いたします。(午前11時53分)

○**桃原朗 委員長** 再開いたします。(午前11時57分)

【議題】

議案第37号 令和4年度宜野湾市一般会計補正予算(第2号)

○**桃原朗 委員長** 次に、継続審査となっております議案第37号 令和4年度宜野湾市一般会計補正予算(第2号)、本件に対する質疑を終結し、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○**桃原朗 委員長** 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

これより議案第37号を採決いたします。本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○**桃原朗 委員長** 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

○**桃原朗 委員長** 休憩いたします。(午前11時59分)

○**桃原朗 委員長** 再開いたします。(午前11時59分)

【議題】

陳情第53号 「女性の人材育成」並びに「環境」についての陳情

○**桃原朗 委員長** 次に、継続審査となっております陳情第53号 「女性の人材育成」並びに「環境」についての陳情を議題といたします。

お諮りいたします。本件については質疑を終結し、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

んか。

(「異議なし」という者あり)

○**桃原朗 委員長** 御異議ありませんので、質疑を終結し、討論を省略したいと思います。

これより陳情第53号を採決いたします。本件については採択すべきものと決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○**桃原朗 委員長** 御異議なしと認めます。よって、本件は採択されました。

○**桃原朗 委員長** 休憩いたします。(午後0時00分)

○**桃原朗 委員長** 再開いたします。(午後0時00分)

【議題】

陳情第82号 公共施設のZEB導入、住宅のZEH導入と電力自由化促進に関する陳情

○**桃原朗 委員長** 次に、継続審査となっております陳情第82号 公共施設のZEB導入、住宅のZEH導入と電力自由化促進に関する陳情を議題といたします。

お諮りいたします。本件については質疑を終結し、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○**桃原朗 委員長** 御異議ありませんので、質疑を終結し、討論を省略したいと思います。

これより陳情第82号を採決いたします。本件については採択すべきものと決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○**桃原朗 委員長** 御異議なしと認めます。よって、本件は採択されました。

○**桃原朗 委員長** 休憩いたします。(午後0時02分)

○**桃原朗 委員長** 再開いたします。(午後0時02分)

【議題】

陳情第30号 東アジア沖縄国際交流大学サッカー大会開催継続の支援について

陳情第34号 首里城再建のため台湾産検材の輸出許可を求める陳情

陳情第35号 普天間基地の騒音消失の要請

陳情第40号 中華民国(台湾)の世界保健機関(WHO)等の国際組織への参加について

陳情第44号 宜野湾市男女共同参画推進条例についての陳情

陳情第47号 日本政府に対して、「日米地位協定の抜本的改定を求める意見書」を求める陳情

陳情第84号 女性トイレの維持及びその安心安全の確保について

陳情第85号 国民の祝日「海の日」を7月20日に固定化する意見書の提出を求める陳情

陳情第86号 入札及び契約制度価格の適正化等に関する陳情

請願第12号 「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律」の即時廃止と臨時的対応を求める請願

○**桃原朗 委員長** 次に、陳情第30号 東アジア沖縄国際交流大学サッカー大会開催継続の支援について、陳情第34号 首里城再建のため台湾産桧材の輸出許可を求める陳情、陳情第35号 普天間基地の騒音消失の要請、陳情第40号 中華民国（台湾）の世界保健機関（WHO）等の国際組織への参加について、陳情第44号 宜野湾市男女共同参画推進条例についての陳情、陳情第47号 日本政府に対して、「日米地位協定の抜本的改定を求める意見書」を求める陳情、陳情第84号 女性トイレの維持及びその安心安全の確保について、陳情第85号 国民の祝日「海の日」を7月20日に固定化する意見書の提出を求める陳情、陳情第86号 入札及び契約制度価格の適正化等に関する陳情、請願第12号 「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律」の即時廃止と臨時的対応を求める請願、以上10件を一括して議題といたします。

お諮りいたします。本10件については、今定例会で結論を出すのは困難であり、なお慎重に審査する必要がありますので、閉会中の継続審査としておきたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○**桃原朗 委員長** 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

これにて本委員会を閉会いたします。御苦労さまでございました。

（閉会時刻 午後0時04分）